

塩尻市公共施設等総合管理計画



令和3年度 改訂
長野県塩尻市

目次

第1章 計画の概要

| | | |
|-----|------------|---|
| 第1節 | 計画策定の背景 | 1 |
| 第2節 | 計画の位置付け | 1 |
| 第3節 | 計画の目的 | 2 |
| 第4節 | 計画の改訂、計画期間 | 3 |
| 第5節 | 計画の対象施設 | 3 |
| 第6節 | 施設保有量の推移等 | 5 |

第2章 公共施設等を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 公共施設等

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 施設等の保有量 | 8 |
| 2 | 施設等の老朽化 | 11 |
| 3 | 施設等に係るコスト | 15 |
| 4 | 中長期的なコストの見通しと個別施設計画の効果額 | 20 |

第2節 人口の現状と将来の見通し

第3節 財政の現状と将来の見通し

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 現状 | 22 |
| 2 | 将来の見通し | 26 |

第4節 現状及び課題に関する基本認識

第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

第1節 数値目標の設定

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 数値目標の設定に関する考え方 | 29 |
| 2 | 計画期間の数値目標 | 30 |

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 点検・診断等の実施方針 | 30 |
| 2 | 維持管理・更新等の実施方針 | 31 |
| 3 | 安全確保の実施方針 | 31 |
| 4 | 耐震化の実施方針 | 32 |
| 5 | 長寿命化の実施方針 | 32 |
| 6 | ユニバーサルデザイン化の推進方針 | 32 |
| 7 | 統合や廃止の推進方針 | 33 |
| 8 | 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | 33 |
| 9 | 歳入増加に関する取り組み | 33 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第3節 | 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針 | 34 |
| 第4節 | 広域連携、国管理施設との連携の考え方 | 34 |

第4章 施設類型ごとの取り組み

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1節 | 施設類型ごとの管理に関する考え方 | |
| 1 | 建築物 | 35 |
| 2 | インフラ施設 | 38 |

第5章 計画推進に向けた取り組み

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1節 | 全庁的な取組体制の構築 | 39 |
| 第2節 | P D C Aサイクルの推進に係る方針 | 39 |
| 第3節 | 改修等の優先順位の考え方 | 40 |
| 第4節 | 各種計画との連携 | 41 |
| 第5節 | 地方公会計（固定資産台帳）の活用 | 41 |
| 第6節 | 市民・議会への情報提供 | 42 |

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

平成26年4月に、国は各地方公共団体あてに「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を発出しました。

その中で、「我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国土強靱化にも資するものです。」とし、各地方公共団体においては、国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

また、同日「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定し、各地方公共団体においては、指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」を参考として公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう通知しました。

平成30年2月には、各地方公共団体において策定した公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、公共施設等総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、策定にあたっての指針について必要な見直しを行い改訂しました。

更に、令和3年1月には、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、令和3年度中に個別施設計画等を反映した公共施設等総合管理計画の見直しを行うことが重要とされました。

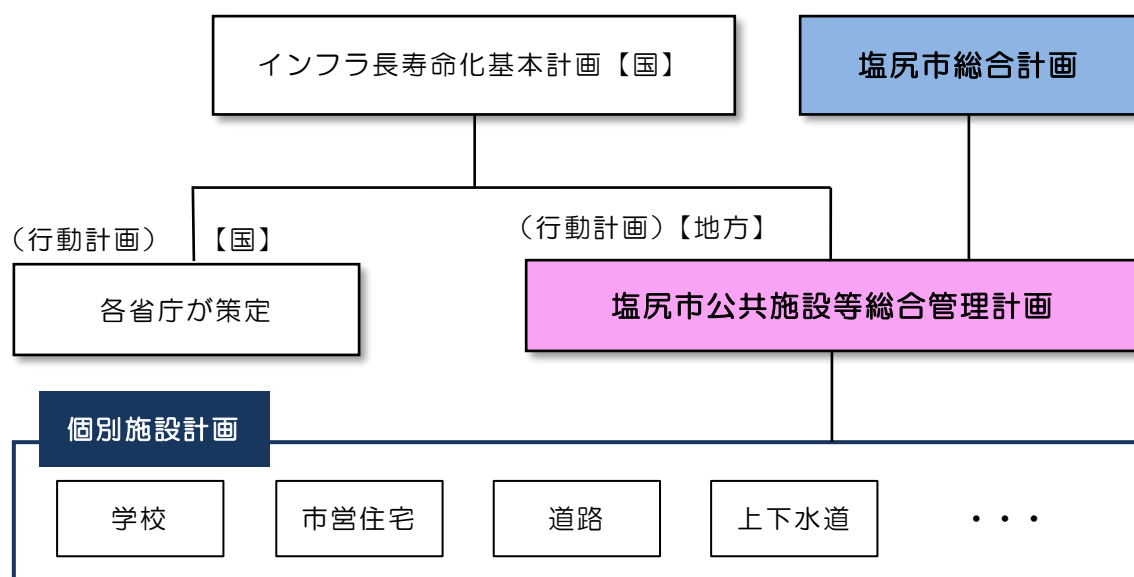
第2節 計画の位置付け

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定

されました。

地方公共団体においても、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請され、本市においても、平成 27 年 11 月に「塩尻市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

【計画体系図】



また、第五次塩尻市総合計画第 3 期中期戦略では、プロジェクト 10、施策 10-3 の主な取り組みとして、「公共施設等総合管理計画などに基づき、長期的視点に立った公共施設の更新、統廃合、長寿命化等を総合的に推進します。」としています。

第 3 節 計画の目的

総合管理計画は、公共建築物等を対象に安全安心な施設環境の確保を考慮した大規模修繕、長寿命化を目指した計画的な修繕や改修を進めることにより、コストの縮減と平準化を図ることを目的とします。

点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を検討するものとします。

第4節 計画の改訂、計画期間

平成27年11月に策定した本市の総合管理計画が策定から6年を経過すること、平成30年2月に国が、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂したこと、更に、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うことを要請していること等により、本年度（令和3年度）総合管理計画を改訂することとしました。

計画期間は、新たに令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、第六次塩尻市総合計画との整合を図るため、また、各施設等の個別計画が改訂された場合など、必要に応じ見直しを行うこととします。

参考：各個別施設等の計画期間

建築物

| | |
|-------|------------|
| 公営住宅 | 平成30年～令和9年 |
| 学校 | 令和3年～令和42年 |
| その他施設 | 令和3年～令和12年 |

インフラ施設

| | |
|--------|------------|
| 道路（舗装） | 平成30年～令和4年 |
| 橋梁 | 平成25年～令和4年 |
| トンネル | 平成29年～令和8年 |
| 上水道 | 令和2年～令和11年 |
| 下水道 | 平成31年～令和5年 |

第5節 計画の対象施設

本計画で対象とするものは、本市の保有する公共施設等のうち、公共建築物及びインフラ施設とします。

公共建築物については、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、一般廃棄物処理施設、その他の13類型に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ施設については、道路（市道）、橋りょう、トンネル、上水道施設、下水道施設で、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

【公共施設の分類別施設数・延床面積】

令和3年3月末現在

| 施設分類 | | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 主な施設 |
|-----------------|-----------------|-----|-------------|--|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | 23 | 22,703.67 | 総合文化センター、市民交流センター、北部交流センター、地区公民館 など |
| | 文化施設 | 1 | 7,816.46 | 文化会館（レザンホール） |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 9 | 4,564.93 | 図書館本館、図書館分館、広丘図書館 |
| | 博物館等 | 14 | 5,413.79 | 平出博物館、本洗馬歴史の里資料館、小松家住宅、塩尻短歌館、古田晁記念館、自然博物館、木曽漆器館 など |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 16 | 18,857.39 | 総合体育館、市立体育館、広丘体育館、榎川体育館、塩尻トレーニングプラザ、市営野球場、榎川屋内運動場 など |
| | レクリエーション施設・観光施設 | 17 | 2,637.78 | 高ボッチ高原管理棟、小坂田公園管理棟、奈良井宿町並センター、野営場等林間休養施設、賛川コミュニティ広場、みどり湖施設、観光センター など |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 15 | 12,241.23 | 地場産業振興センター、ウイングロード、塩尻インキュベーションプラザ、塩尻情報プラザ、木曽高等漆芸学院、木曽漆器修復工房 など |
| 学校教育系施設 | 学校 | 15 | 100,281.23 | 小学校、中学校 など |
| | その他教育施設 | 2 | 380 | 榎川学校給食センター など |
| 子育て支援施設 | 保育園 | 15 | 14,320.82 | 保育園 |
| | 幼児・児童施設 | 12 | 7,603.14 | 子育て支援センター、児童館 など |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 1 | 165 | 北小野老人福祉センター |
| | 保健施設 | 2 | 1,649.23 | 保健福祉センター、榎川保健福祉センター |
| | その他社会福祉施設 | 6 | 3,435.78 | ふれあいセンター、介護予防交流施設 |
| 医療施設 | 医療施設 | 2 | 767.4 | 榎川診療所、榎川診療所医師住宅 |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 14 | 14,923.17 | 市役所、支所 など |
| | 消防施設 | 21 | 2,138.2 | 消防詰所 など |
| 公営住宅 | 公営住宅 | 18 | 32,303.09 | 市営住宅、雇用促進住宅、特定公共賃貸住宅、榎川地区定住促進住宅、北小野地区若者定住促進住宅 |
| 公園 | 公園 | 18 | 545.51 | 都市公園、農村公園 など |
| 一般廃棄物処理施設 | 一般廃棄物処理施設 | 1 | 3,282.78 | 衛生センター |

| 施設分類 | | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 主な施設 |
|--------|-------|-----|-------------|--|
| その他の施設 | 教職員住宅 | 14 | 2,633.59 | 教員住宅 |
| | その他 | 43 | 33,115.91 | 水防倉庫、旧ならい荘、旧檜川支所、塩尻駅自由通路(エレベーター)、旧片丘南部保育園、広丘駅東西自由通路・公衆便所、旧教員住宅、塩尻工業会館、旧桔梗ヶ原保育園、旧小曾部分校、旧檜川商工会、旧贄川小学校 など |
| 合 計 | | 279 | 291,780.3 | |

※複合施設については、機能別に延床面積を按分しています。

※公共施設の分類は、「塩尻市公共施設白書」に示す分類に基づいて用途別に分類しています。

【主なインフラの状況】

令和3年3月末現在

| 区分 | 数 量 |
|------|--|
| 道路 | 2,536 路線、889,007m |
| 橋りょう | 253 橋、33,078 ㎡ |
| 上水道 | 取水口 12 箇所、配水池 34 箇所、浄水場 5 箇所、ポンプ場 21 箇所 導水管 21,969m、送水管 51,800m、配水管 564,050m |
| 下水道 | 公共下水道 処理場 2 箇所、圧送管 19,735m、汚水管 389,450m、 雨水管 20,287m、ポンプ場 139 箇所 農業集落排水 処理場 7 箇所、圧送管 5,149m、汚水管 64,596m、 マンホールポンプ 61 箇所 |

第6節 施設保有量の推移等

1 延床面積の推移

平成 27 年 11 月に策定した総合管理計画では、公共施設の総量縮減目標として、総延床面積を 10 年間で 2 % 以上縮減（平成 26 年度末比）することを目標としていました。

総延床面積を比較すると、平成 26 年度末は 288,710 ㎡、令和 2 年度末は 291,780 ㎡で、6 年間で 1.06 % の増加となっています。

令和 2 年度末で総延床面積が増加した要因としては、平成 28 年度に旧ならい荘 1,329 ㎡の寄付、平成 29 年度に県営住宅（宮下）824 ㎡の移管、平成 30 年度に旧藤牧建設工業 1,553 ㎡の遺贈、令和元年度に塩尻・木曾地域地場産業振興センター 2,579 ㎡の寄付、令和 2 年度に総合体育館 6,

009 m²の新築などがありました。

平成27年度以降の延床面積の推移

| 年度 | 年度末延床面積 (m ²) | 平成26年度末比 (%) |
|--------|---------------------------|--------------|
| 平成27年度 | 287,198 | △0.52 |
| 平成28年度 | 284,737 | △1.38 |
| 平成29年度 | 284,083 | △1.60 |
| 平成30年度 | 285,874 | △0.98 |
| 令和元年度 | 286,427 | △0.79 |
| 令和2年度 | 291,780 | +1.06 |

一方、6年間に縮減した施設の延床面積は、合計で10,642 m²になり、縮減した施設の延床面積のみで計算した場合、平成26年度末比で3.7%の縮減となります。

平成27年度以降に縮減した主な施設

| 年度 | 施設名称 | 床面積 (m ²) | 理由 |
|--------|--------------|-----------------------|----|
| 平成27年度 | 旧檜川公民館平沢分館 | 604 | 除却 |
| | 旧塩尻東児童館 | 590 | 売却 |
| | 旧贄川保育園 | 519 | 売却 |
| | 旧宗賀南部保育園 | 513 | 売却 |
| 平成28年度 | 障害者福祉センター | 1,078 | 譲与 |
| 平成29年度 | 旧高出保育園 | 606 | 除却 |
| 令和元年度 | 社会福祉センター | 1,211 | 除却 |
| | 旧勤労青少年ホーム | 927 | 除却 |
| | 旧北部子育て支援センター | 647 | 除却 |
| | 田川の郷 | 813 | 譲与 |
| | すがのの郷 | 783 | 譲与 |

2 過去に行った施設の改修等の実績

施設の長寿命化等のため、これまでも施設の大規模改修等を実施してきました。

過去 10 年間に実施した主な大規模改修等

| 施設分類 | | 改修内容 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 市民文化系 施設 | 集会施設 | H25・H30 塩尻総合文化センター 屋根改修工事 |
| 社会教育系 施設 | 図書館 | R1 図書館榎川分館 改修工事（榎川保健福祉センター） |
| スポーツ・ レクリエー ション施設 | スポーツ 施設 | H26 広丘体育館 耐震改修工事 R1 塩尻トレーニングプラザ 屋上屋根防水改修工事 |
| 学校教育系 施設 | 小学校 | H23 宗賀小学校 大規模改修工事 H26 洗馬小学校 非構造部材耐震化工事 H26 片丘小学校 非構造部材耐震化工事 H26 木曾榎川小学校 非構造部材耐震化工事 H26・H29 塩尻東小学校 大規模改修工事 H27 塩尻西小学校 非構造部材耐震化工事 H28 洗馬小学校 大規模改修工事 R1 吉田小学校 屋内運動場等大規模改修工事 |
| | 中学校 | H24 広陵中学校 大規模改修工事 H26 榎川中学校 非構造部材耐震化工事 H28 塩尻西部中学校 武道場吊り天井改修工事 R1 塩尻中学校 大規模改修工事 |
| 子育て支援 施設 | 保育園 | H27 北小野保育園 大規模改修工事 H29 みずほ保育園 大規模改修工事 |
| | 幼児・児 童施設 | H24 片丘児童館 児童館整備工事 H26 塩尻東児童館 児童館整備工事 |
| 保健・福祉 施設 | その他社 会福祉施 設 | H30 ふれあいセンター東部改修工事 |
| | 保健施設 | R1 榎川保健福祉センター 改修工事 |
| 行政系施設 | 庁舎等 | H25・H26 塩尻市役所 耐震化大規模改修工事 R1 塩尻市役所 庁舎外部防水工事 R2 塩尻市役所 庁舎内部断熱工事 H29 保健福祉センター 改修工事 |
| 公営住宅 | 公営住宅 | R1・R2 市営住宅（吉田） 長寿命化改修工事 |

第2章 公共施設等を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 公共施設等

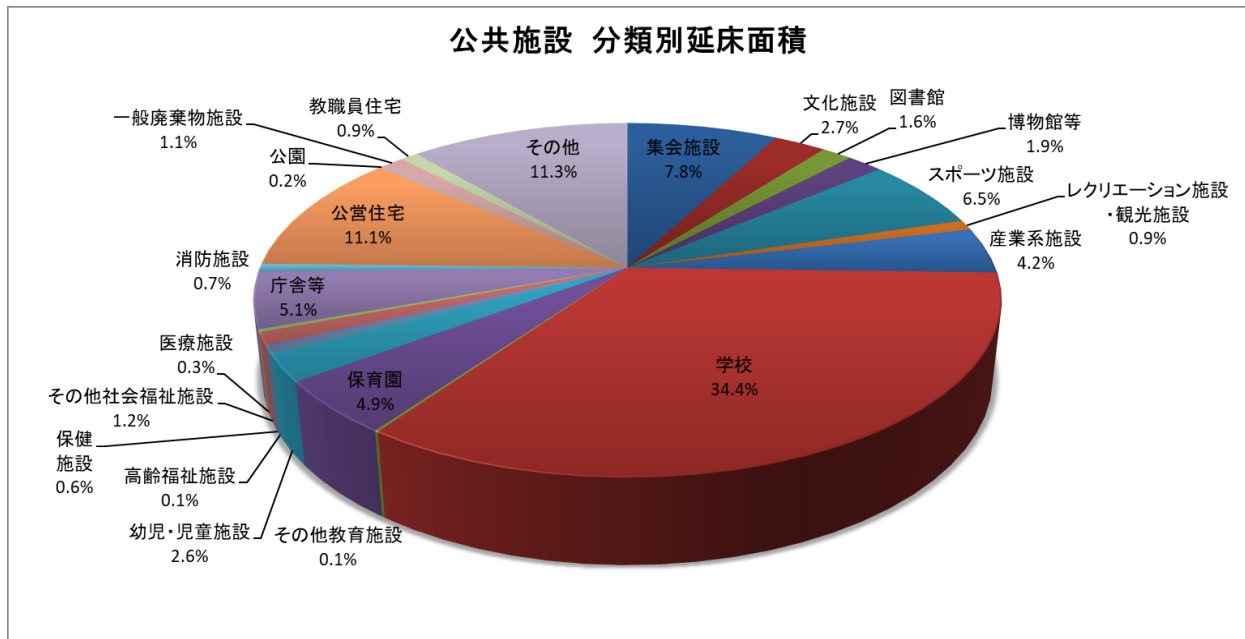
1 施設等の保有量

本計画が対象とする公共施設等の総量は、令和2年度末現在の固定資産台帳において、事業用資産が884億円、インフラ資産が819億円で、総額1,703億円となっています。

(令和2年度末一般会計等固定資産台帳における資産保有量)

| | 土地 | | 建物 | | 工作物 |
|--------|-------|-------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 評価額 | 面積 | 取得価格 | 延床面積 | 取得価格 |
| 事業用資産 | 275億円 | 25km ² | 545億円 | 291,235m ² | 64億円 |
| うち普通財産 | 59億円 | 24km ² | 24億円 | 28,363m ² | 0.2億円 |
| インフラ資産 | 65億円 | 5km ² | 3億円 | 545m ² | 751億円 |
| 合計 | 340億円 | 30km ² | 548億円 | 291,780m ² | 815億円 |

このうち、建物及び工作物の延床面積を施設分類別にみると、学校施設(100,281.23m²、34.4%)が最も多く、次いで公営住宅(32,303.09m²、11.1%)、集会施設(22,703.67m²、7.8%)、スポーツ施設(18,857.39m²、6.5%)、庁舎等(14,923.17m²、5.1%)の順になっています。

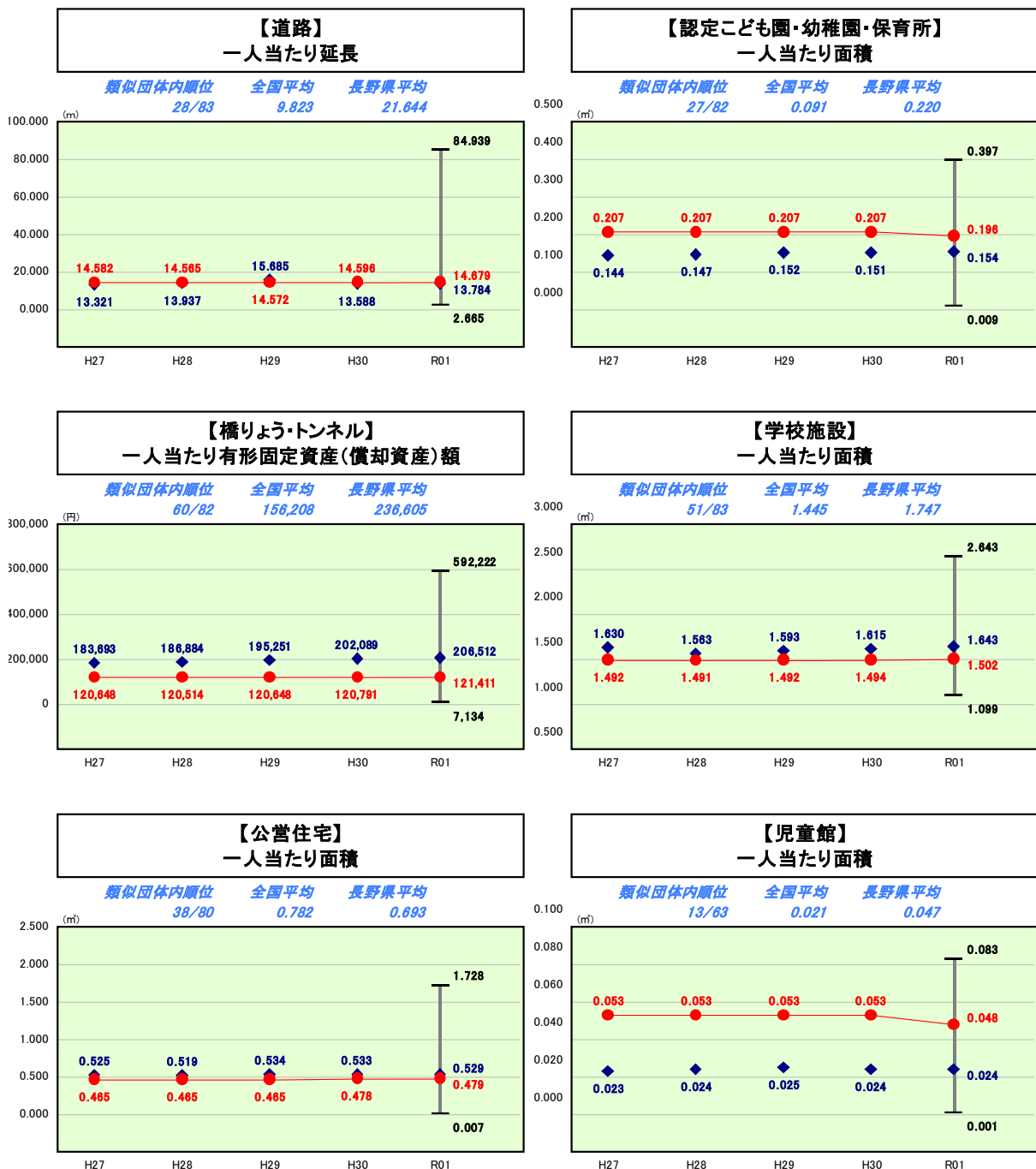


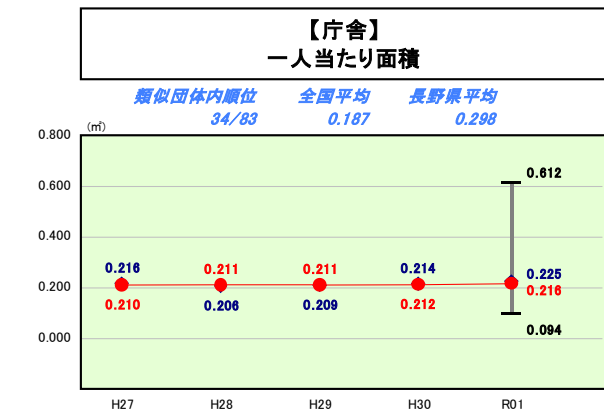
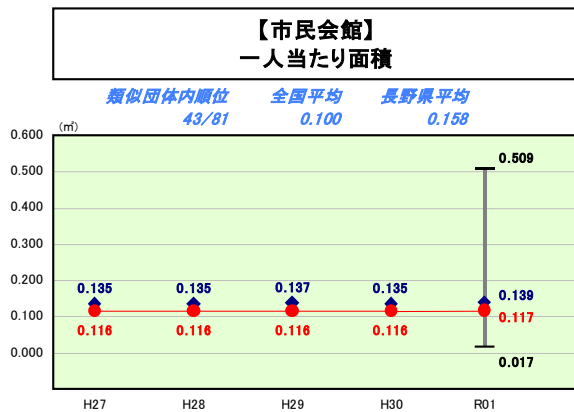
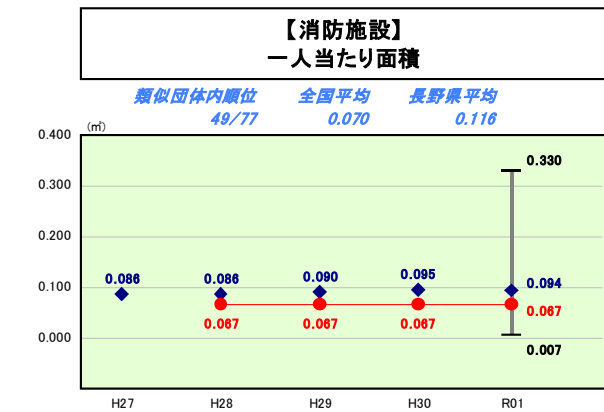
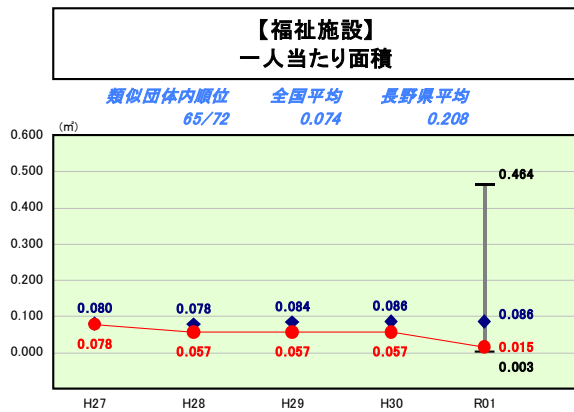
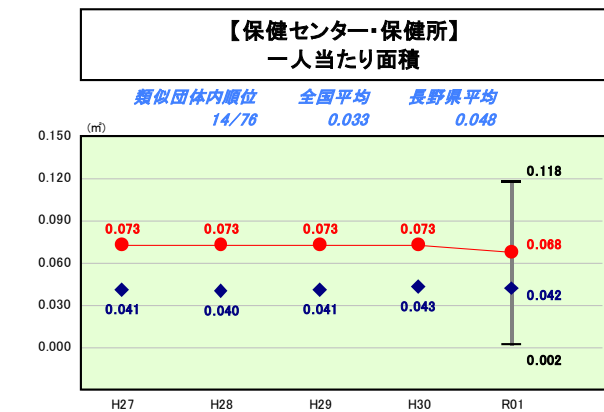
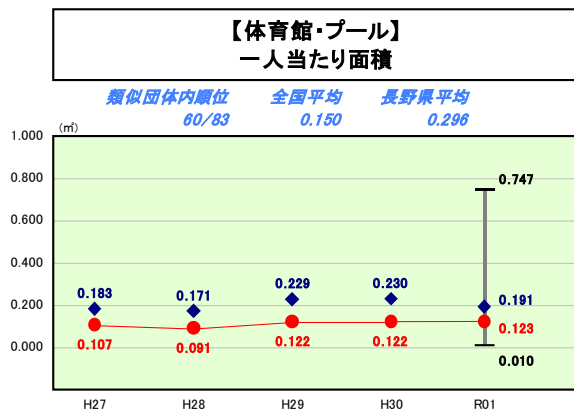
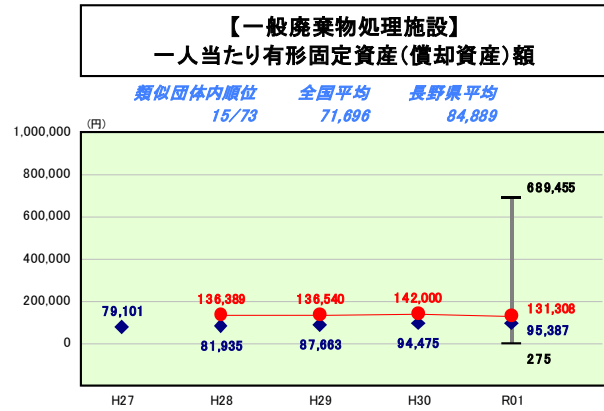
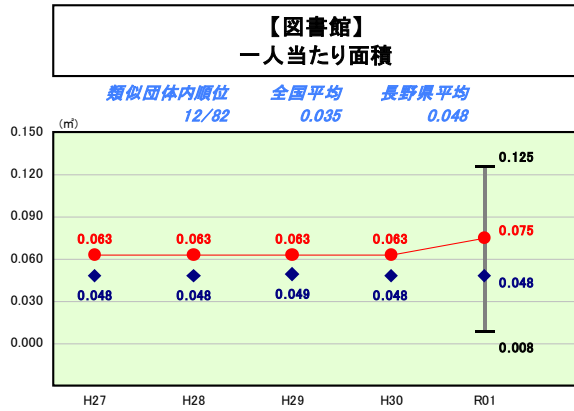
また、施設保有量を市民一人当たりには換算し、分類別に全国の類似団体と比較すると、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、公民館、図書館、保健センター・保健所の保有量が多く、橋りょう・トンネル、体育館・プール、福祉施設、一般廃棄物処理施設、消防施設の保有量が少ないことが分かります。

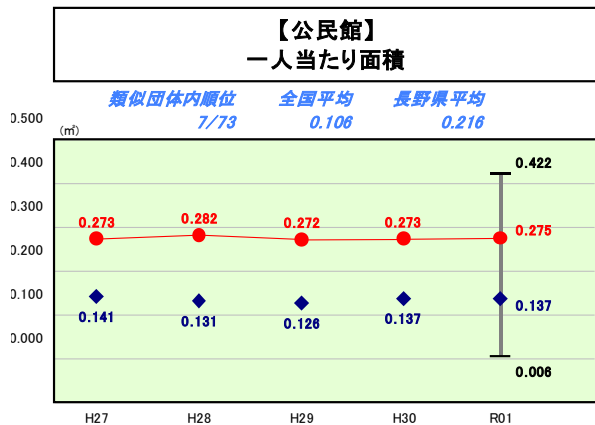
ただし、体育館・プールの保有量については、令和2年度中に完成した総合体育館を加えると、平均的な水準まで上昇するものと見込んでいます。

(総務省「令和元年度末施設類型別ストック情報分析」施設保有量の比較)

表の見方 ◆・・・類似団体の平均値 ●・・・本市の数値







上水道

本市は 12 箇所 of 自己水源を有しており、5 箇所の浄水場にて浄水処理を行っています。また、計画給水量のうち約 56% は長野県企業局松塩水道用水から受水しています。

また、21 のポンプ施設、34 池の配水池を有しており、配水池の総容量は 32,000 m³以上となっています。

水道管路は、水源から浄水場へ導水する導水管、浄水場から配水池に送水する送水管、配水池から各戸に配水するための配水管に区分され、水道管路延長は平成 30 年度末時点で約 636 km となっています。

下水道

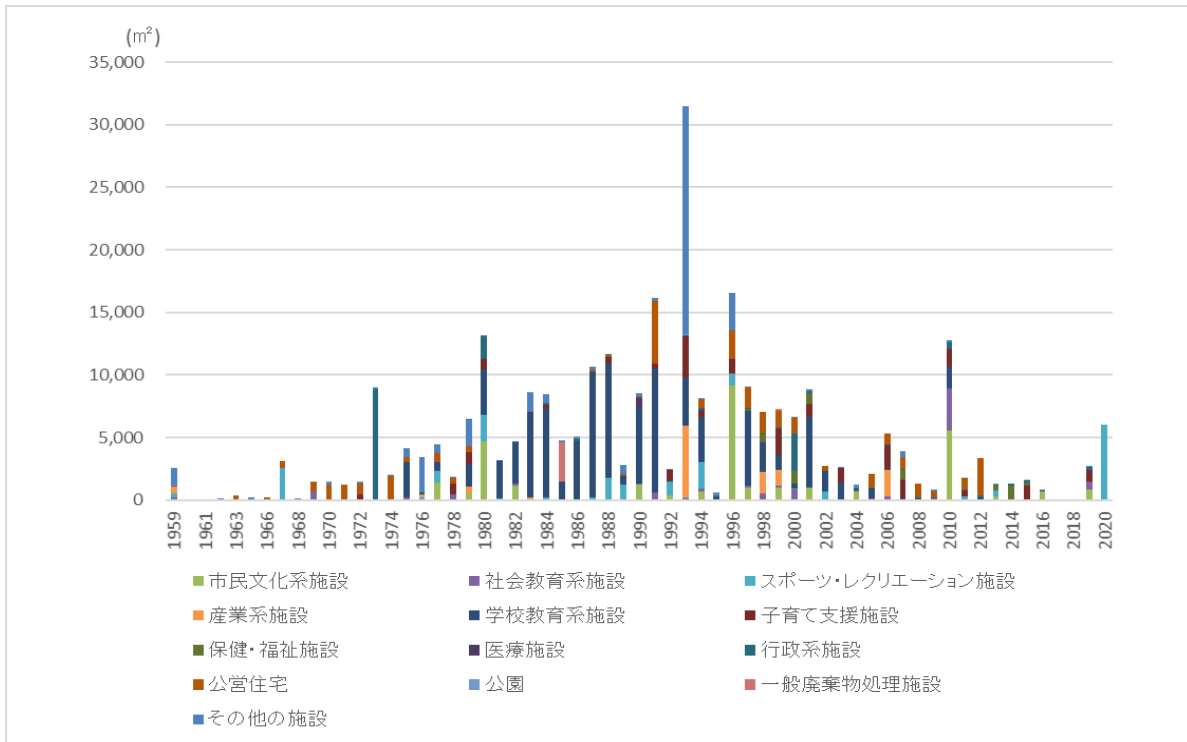
本市には約 499 km の下水道管路が布設されています。また、下水道事業（公共・特環）139 箇所、農業集落排水事業その他 61 箇所、合わせて 200 箇所のマンホールポンプが稼働しています。

終末処理場は、塩尻市浄化センターの処理能力は 30,700 m³/日、檜川浄化センターの処理能力は 1,400 m³/日となっています。また、農業集落排水施設は 7 施設、小規模排水処理施設は 1 施設が稼働しています。

2 施設等の老朽化

本市が保有する公共施設等のうち、一般会計に属する建物及び工作物の築年別延床面積を見ると、1993 年築（ウイングロード、塩尻・木曾地域地場産業振興センターなど計 31,493.51 m²）が最も多く、次いで 1996 年築（文化会館、旧贄川小学校など計 16,568.94 m²）、1991 年築（みどりが丘雇用促進住宅、片丘小学校など計 16,123.37 m²）の順になっています。

(一般会計に属する建物・工作物の築年数別延床面積)

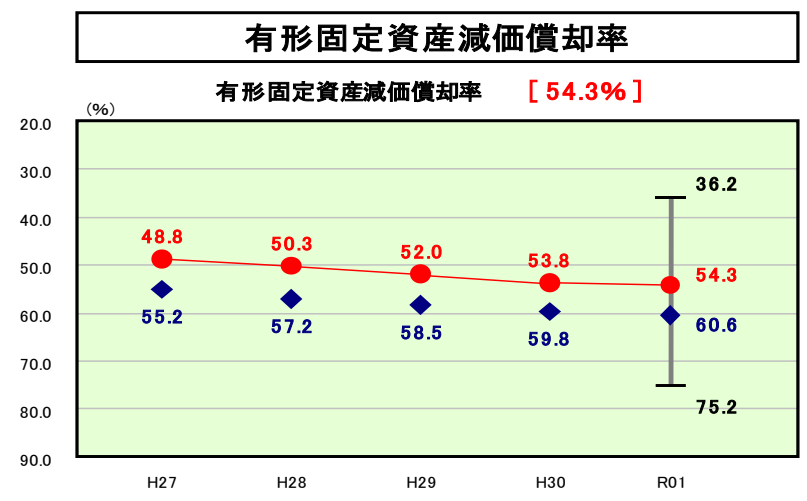


次に、本市の一般会計に属する施設の有形固定資産減価償却率の推移を全国の類似団体と比較すると、本市の施設は他団体に比べ老朽化が進んでいないことが分かります。

ただし、本市の有形固定資産減価償却率は、平成 27 年度（48.8%）から令和元年度（54.3%）までの 5 年間で 5.5 ポイント増加していることから、老朽化は確実に進行していると言えます。

(総務省「令和元年度末施設類型別ストック情報分析」有形固定資産減価償却率の比較)

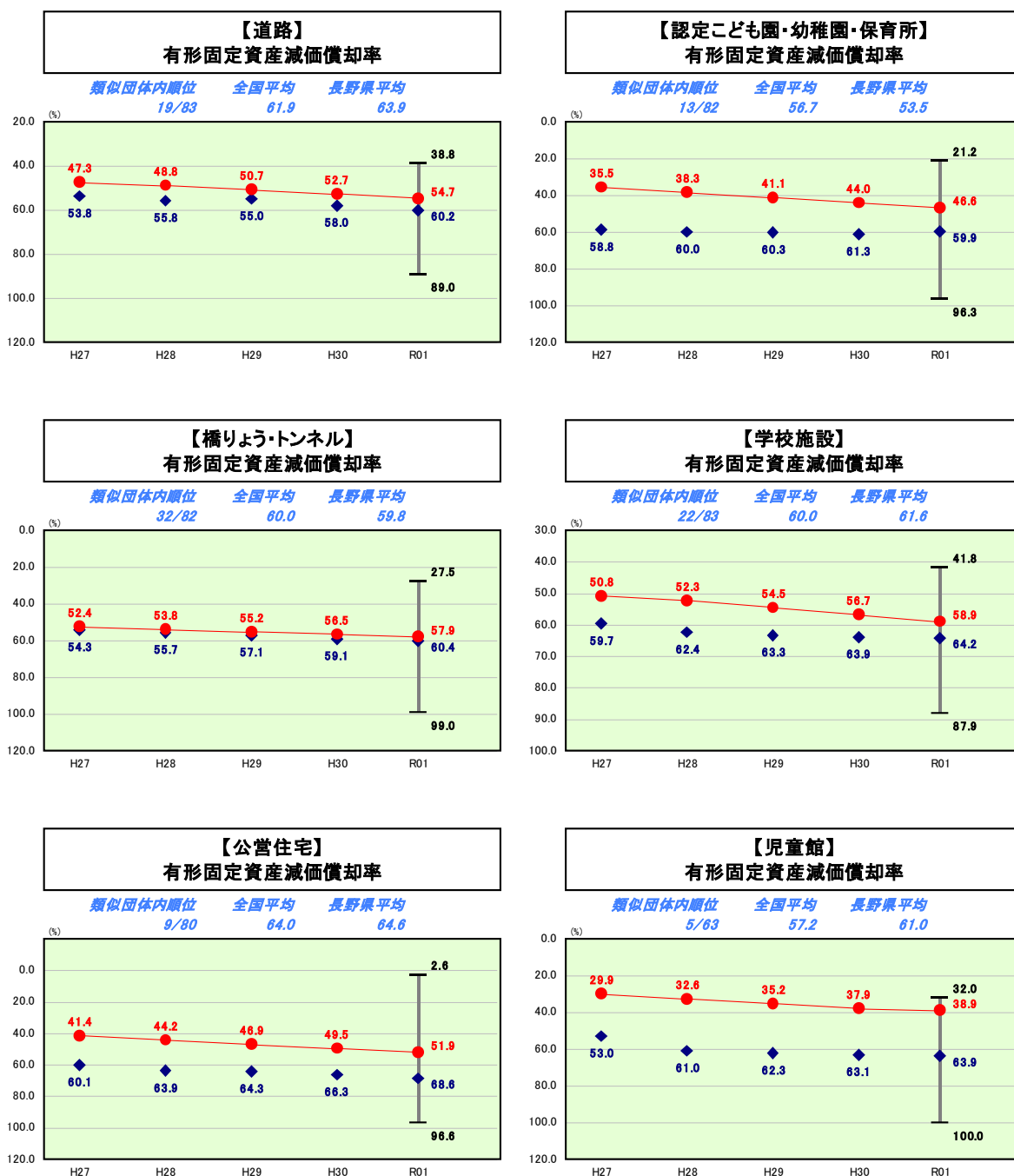
表の見方 ◆・・・類似団体の平均値 ●・・・本市の数値



次に、有形固定資産減価償却率を全国の類似団体と施設類型別に比較すると、一般廃棄物処理施設が平均を大きく上回っているものの、その他の施設については平均並み又は平均を大きく下回る水準で推移しており、他団体に比べ老朽化が進んでいないことが分かります。

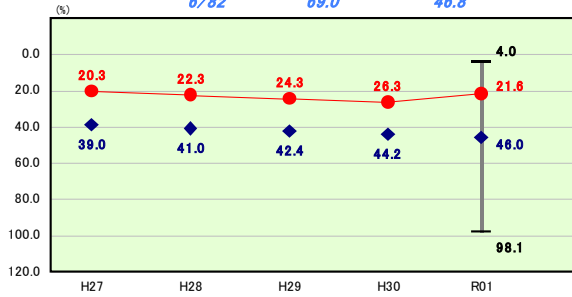
(総務省「令和元年度末施設類型別ストック情報分析」有形固定資産減価償却率の比較)

表の見方 ◆・・・類似団体の平均値 ●・・・本市の数値



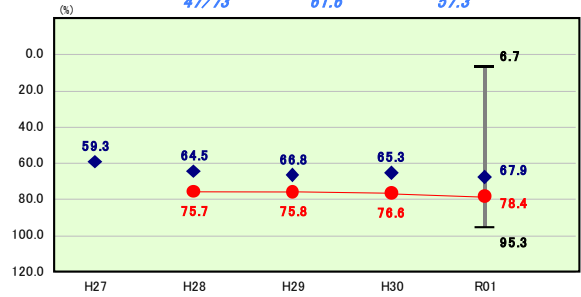
**【図書館】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 6/82 全国平均 69.0 長野県平均 46.8



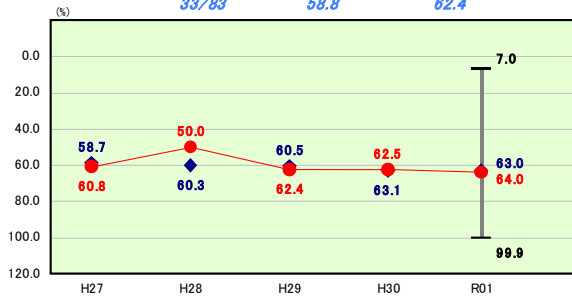
**【一般廃棄物処理施設】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 47/73 全国平均 61.6 長野県平均 57.3



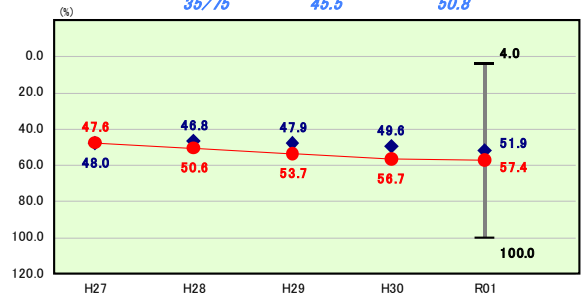
**【体育館・プール】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 33/83 全国平均 58.8 長野県平均 62.4



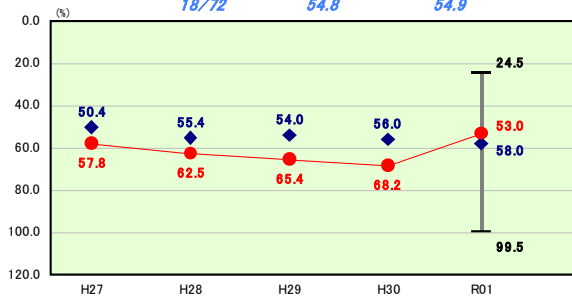
**【保健センター・保健所】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 35/75 全国平均 45.5 長野県平均 50.8



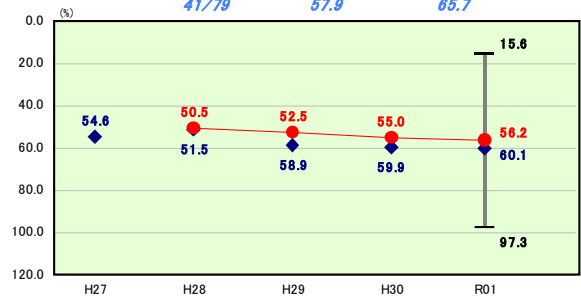
**【福祉施設】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 18/72 全国平均 54.8 長野県平均 54.9



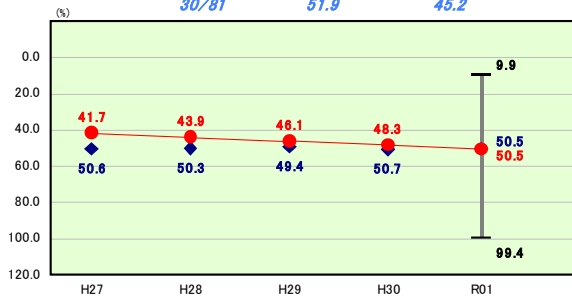
**【消防施設】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 41/79 全国平均 57.9 長野県平均 65.7



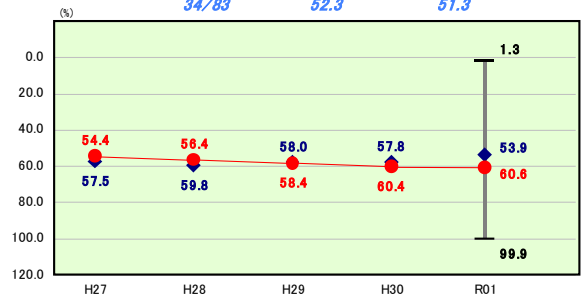
**【市民会館】
有形固定資産減価償却率**

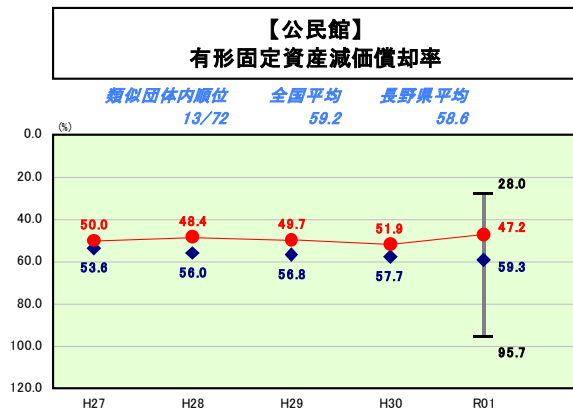
類似団体内順位 30/81 全国平均 51.9 長野県平均 45.2



**【庁舎】
有形固定資産減価償却率**

類似団体内順位 34/83 全国平均 52.3 長野県平均 51.3





上水道

浄水場及び配水池 39 施設のうち、建設からの経過年数が 31 年以上の施設は 24 施設にのぼり、今後 30 年以内に多くの施設が更新時期を迎えます。特に、最大の浄水場である床尾浄水場は、建設から 52 年を経過しており、今後、方向性を検討していく必要があります。

水道管路は、水源から浄水場に導水する導水管、浄水場から配水池に送水する送水管、配水池から各戸に配水するための配水管に区分されます。

継続的に管路整備を実施し、平成 30 年度に石綿管の布設替えが完了しました。铸铁管の更新も順次進んでいます。

下水道

本市には約 499km の下水道管路が敷設され、最も古い施設は設置から間もなく 50 年を迎えようとしています。管路カメラ調査結果では劣化・損傷箇所が報告され、今後、維持管理・更新費用の増大が見込まれます。

塩尻市浄化センターは供用開始から約 35 年が経過し、一部の設備は改築に着手しています。平成 30 年度に実施した再構築基本設計においても長寿命化対象設備が選定されています。

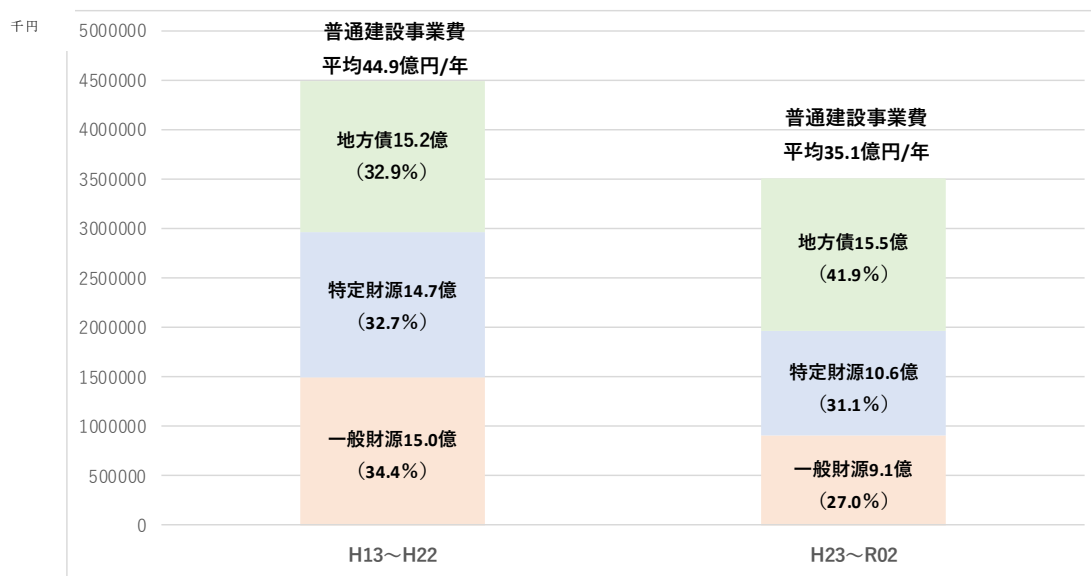
農業集落排水施設についても一部で老朽化が進行しており、維持管理が大きな負担となりつつあります。

3 施設等に係るコスト

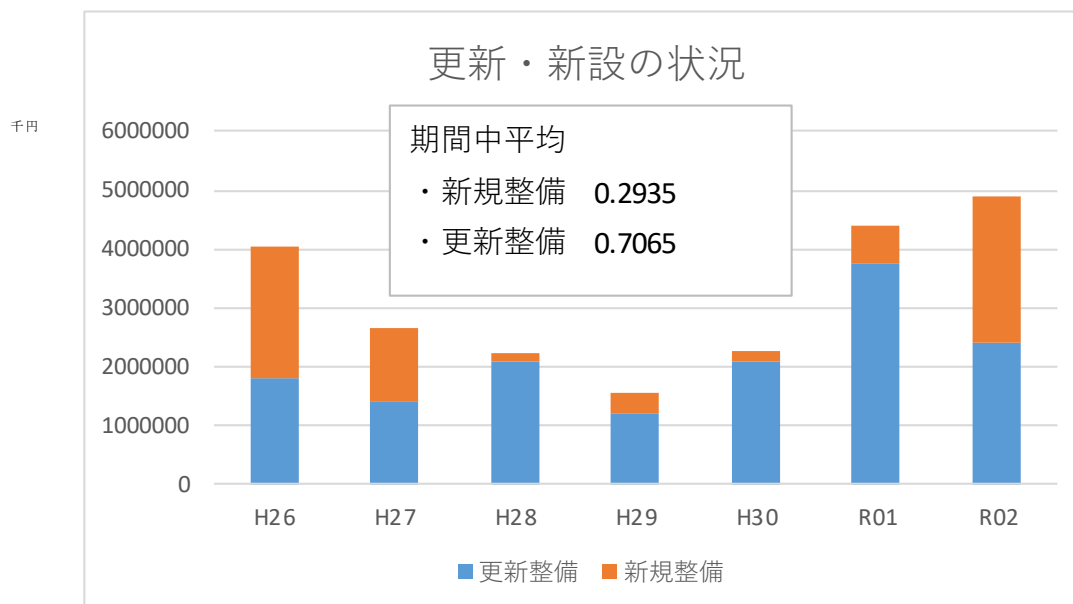
(1) 改修・更新に係るコスト

本市の一般会計における過去 20 年間の普通建設事業費を、前半の 10 年間（H13～H22）と、後半の 10 年間（H23～R02）の平均額で比較すると、前半の 10 年間は年平均 44.9 億円でしたが、後半の 10 年間は 10 億円程度減少し、年平均 35.1 億円となっています。

(本市における過去 20 年間の普通建設事業費比較)



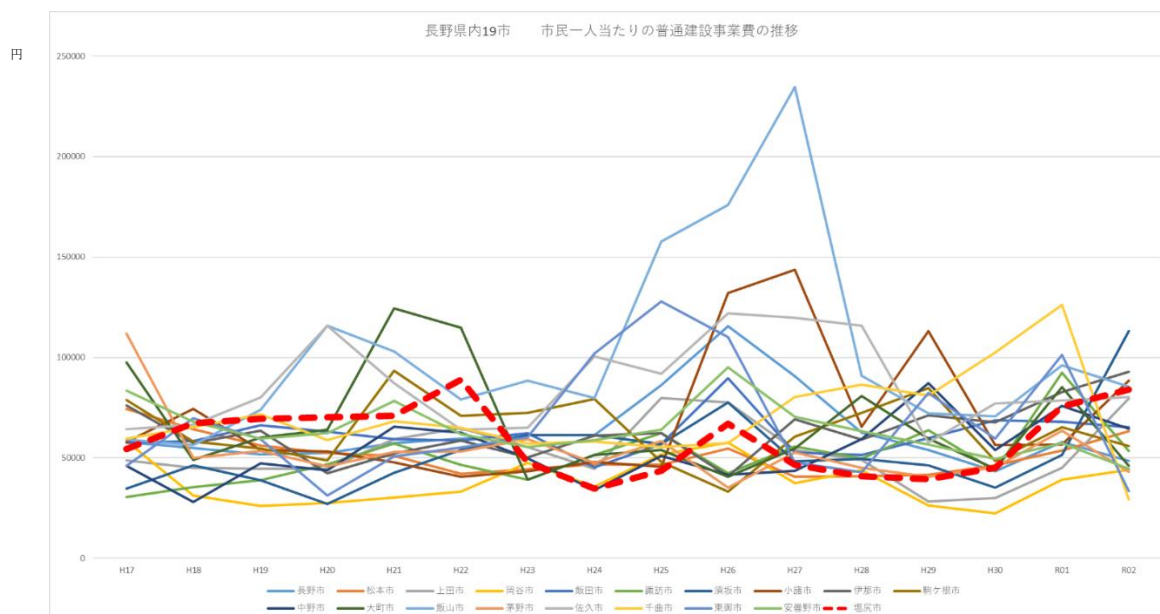
また、地方財政状況調査の調査項目に追加された、平成 26 年度以降の普通建設事業費に占める更新整備（既存施設の改修・更新）及び新規整備（施設の新設）の割合をみると、期間中の平均では更新整備が約 70%、新規整備が約 30%でした。



一方、本市の市民 1 人当たりの普通建設事業費の推移をみると、市民交流センターを建設した平成 22 年度が期間中のピークで、以降は低い水準で推移していましたが、北部交流センターや小中学校空調設備を整備した令和元年

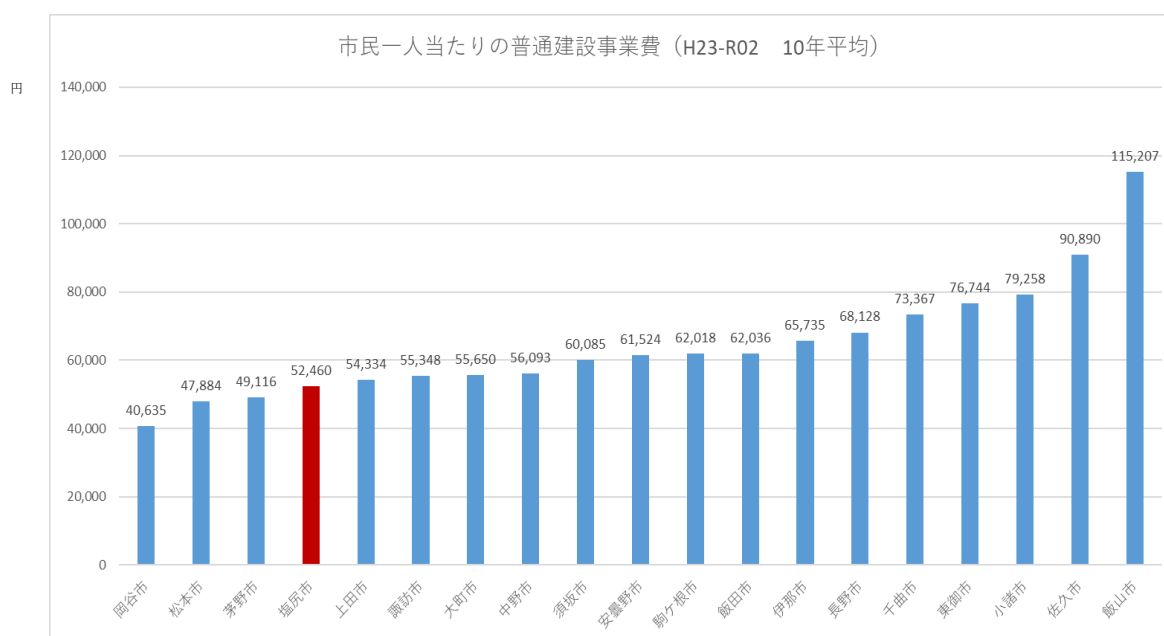
度、総合体育館を整備した令和2年度は再び高い水準となっています。

(長野県内19市 市民一人当たりの普通建設事業費の推移 赤点線が塩尻市)



ただし、直近10年間の市民1人当たりの普通建設事業費の平均額を県内19市と比較すると、本市の市民1人当たりの平均額(52,460円)は、19市の平均額(64,553円)を下回り、低い方から4番目でした。

(長野県内19市 市民一人当たりの普通建設事業費の10年平均 赤が塩尻市)



以上のように、本市における普通建設事業費（改修・更新に係るコスト）は、直近 10 年間の平均額は年 35.1 億円、市民 1 人当たり約 53,000 円となります。

次に、本市の令和 2 年度一般会計等財務書類のうち行政コスト計算書を見ると、単年度の減価償却費が 33.6 億円余であることが分かります。

減価償却費とは、時間の経過等によって資産の価値が減っていくという考え方のもと、資産の目減り分をコストとして捉えたものですが、同時に現在の保有資産の規模を維持し、同水準の行政サービスを提供していくために必要な投資の目安額でもあります。

塩尻市一般会計行政コスト計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|------------|--------------|
| 経常費用 | 32,524,503 ※ |
| 業務費用 | 14,390,004 ※ |
| 人件費 | 5,818,134 |
| 職員給与費 | 3,720,605 |
| 賞与等引当金繰入額 | 308,046 |
| 退職手当引当金繰入額 | 292,307 |
| その他 | 1,497,176 |
| 物件費等 | 8,398,579 |
| 物件費 | 4,667,349 |
| 維持補修費 | 368,866 |
| 減価償却費 | 3,362,364 |

本市の改修・更新に係るコストについてまとめると、直近 10 年間の普通建設事業費の平均額は年 35.1 億円、市民 1 人当たり約 53,000 円で、県内 19 市と比べても過剰ではなく、かつ投資の目安である単年度の減価償却費 33.6 億円余を上回っていることから、普通建設事業費の規模は適正な水準にあると言えます。

しかし、平成 26 年度以降の普通建設事業費の割合をみると、期間中の平均では更新整備が約 70%、新規整備が約 30%でした。この割合から普通建設事業費の平均額 35.1 億円の 70%である 24.6 億円を更新・改修のコストとした場合、現在の施設保有量及び投資水準のままで推移すると、施設の老朽化が進んでしまうことになります。

(2) 維持管理に係るコスト

本市の一般会計に属する主な施設の維持管理に係るコストの状況をみると、全体の収支差額が赤字になっていることが分かります。これは、市が営利目的で施設を運営しているのではなく、行政サービスとして運営しているため、多くの施設では維持管理に要するコストの一部のみを使用料として徴収しているためです。

また、施設によって収支差額に大きな差があるのは、受益者負担の公平性を図るため、施設の分類に応じて負担いただく割合を変えているためです。

なお、一部の施設では収支差額が黒字になっていますが、これは、公営住宅や入浴施設など、選択的・私益的な施設については維持管理費に加え、建設費用の一部についても使用者に負担いただいているためです。

(主な施設の維持管理に係るコスト等 H28-H30 3か年平均)

| 施設分類 | 収入(使用料等) | 支出(維持管理費※) | 収支差額 |
|---------|------------|--------------|-------------|
| 行政系施設 | 10,530 千円 | 93,660 千円 | △83,130 千円 |
| 市民文化系施設 | 89,663 千円 | 229,871 千円 | △140,208 千円 |
| 保健・福祉施設 | 81,389 千円 | 42,270 千円 | 39,119 千円 |
| 子育て支援施設 | 361,145 千円 | 650,945 千円 | △289,800 千円 |
| 産業系施設 | 148,669 千円 | 90,203 千円 | 58,466 千円 |
| 公営住宅 | 104,009 千円 | 31,701 千円 | 72,308 千円 |
| 学校教育系施設 | 1,494 千円 | 410,890 千円 | △409,396 千円 |
| 社会教育系施設 | 5,700 千円 | 96,123 千円 | △90,423 千円 |
| スポーツ施設 | 18,254 千円 | 51,309 千円 | △33,055 千円 |
| 合計 | 820,853 千円 | 1,696,972 千円 | △876,119 千円 |

※維持管理費・・・施設の維持管理に係る人件費、物件費、維持補修費など

次に、施設の維持管理に係るコストのうち、施設の保有量や老朽化率と関係性の深い、修繕などに要した「維持補修費」の決算額を見ると、増加傾向にあることが分かります。

この「維持補修費」は、施設の保有量や老朽化率と比例関係にあることから、保有量の削減や老朽化率の改善により、削減可能なコストと言えます。

(決算統計 19 表 経常的な維持補修費決算額 単位：千円)

| 分 類 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 平均 |
|------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 道路橋梁 | 27,129 | 27,353 | 24,289 | 40,275 | 32,273 | 30,263 |
| 庁舎 | 3,577 | 3,904 | 5,429 | 2,877 | 4,289 | 4,015 |
| 小中学校 | 13,768 | 8,553 | 8,278 | 14,960 | 15,926 | 12,297 |
| その他 | 32,947 | 40,699 | 51,537 | 44,692 | 43,481 | 42,671 |
| 合 計 | 77,421 | 80,509 | 89,533 | 102,804 | 95,969 | 89,246 |

4 中長期的なコストの見通しと個別施設計画の効果額

(1) 改修・更新に係るコストの見通し

本市が保有する行政財産について、耐用年数経過時に単純更新した場合（A）と、適時大規模改修や長寿命化改修を実施することにより耐用年数を超えて使用した場合（B）の改修・更新に係るコストを推計した結果、建築物では、今後 30 年間で 501 億円の削減効果が見込まれる結果となりました。

(行政財産の改修・更新に係るコスト推計結果 2022-2051 30 年間の総額)

| 分 類 | 単純更新した場合 (A) | 長寿命化した場合 (B) | 効果額 (B-A) |
|-----|-----------------|-----------------|--------------|
| 建築物 | 1,121 億円 | 620 億円 | △501 億円 |

※長寿命化の推計は、使用目標年数を RC 造 80 年、木造 50 年として試算

次に、道路などのインフラ資産については、市民生活の基盤であり、点検結果や交通量などを踏まえた適切な工法による補修を継続実施するため、長期間にわたって多額の投資が必要になることから、投資の目安額である減価償却費をベースに見込むこととします。

本市の場合、令和 2 年度末の減価償却費（1,561,021 千円）をベースに推計すると、今後 30 年間で 468 億円が必要となることが分かります。

(インフラ資産の改修・更新に係るコスト推計結果 2022-2051 30 年間の総額)

| 分 類 | 単年の減価償却費 (A) | 30 年間のコスト (A×30 年) |
|--------|-----------------|-----------------------|
| インフラ資産 | 1,561,021 千円 | 468 億円 |

(2) 維持管理に係るコストの見通し

施設の維持管理に係るコストは、「維持補修費」と「運営管理費」に大別されます。

このうち「維持補修費」については、このまま事後保全・単純更新を続けた場合、これまでと同様に増加傾向で推移することが見込まれますが、予防保全・長寿命化にシフトした場合、一定の抑制効果が見込まれます。

(維持補修に係るコストの推計結果 2022-2051 30年間の総額)

| 事後保全・単純更新した場合 (A) | 予防保全・長寿命化した場合 (B) | 効果額 (B-A) |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 84 億円 | 66 億円 | △18 億円 |

※事後保全・単純更新した場合は、これまでと同様に維持補修費が増加傾向で推移するものと見込み、過去10年の平均増加率7%/年をベースに推計した。

※予防保全・長寿命化した場合は、維持補修費の増加率が鈍化するものと見込み、現在の7%/年から30年間で3%/年まで低減するものとし、推計した。

次に「運営管理費」については、施設の保有量や老朽化率のほかに、運営主体、運営方法、稼働率などによっても大きく変わってくることや、計画期間内に主要施設の閉鎖等が予定されていないことなどから、コストの算出にあたっては過去の実績額を据え置くものとします。

第2節 人口の現状と将来の見通し

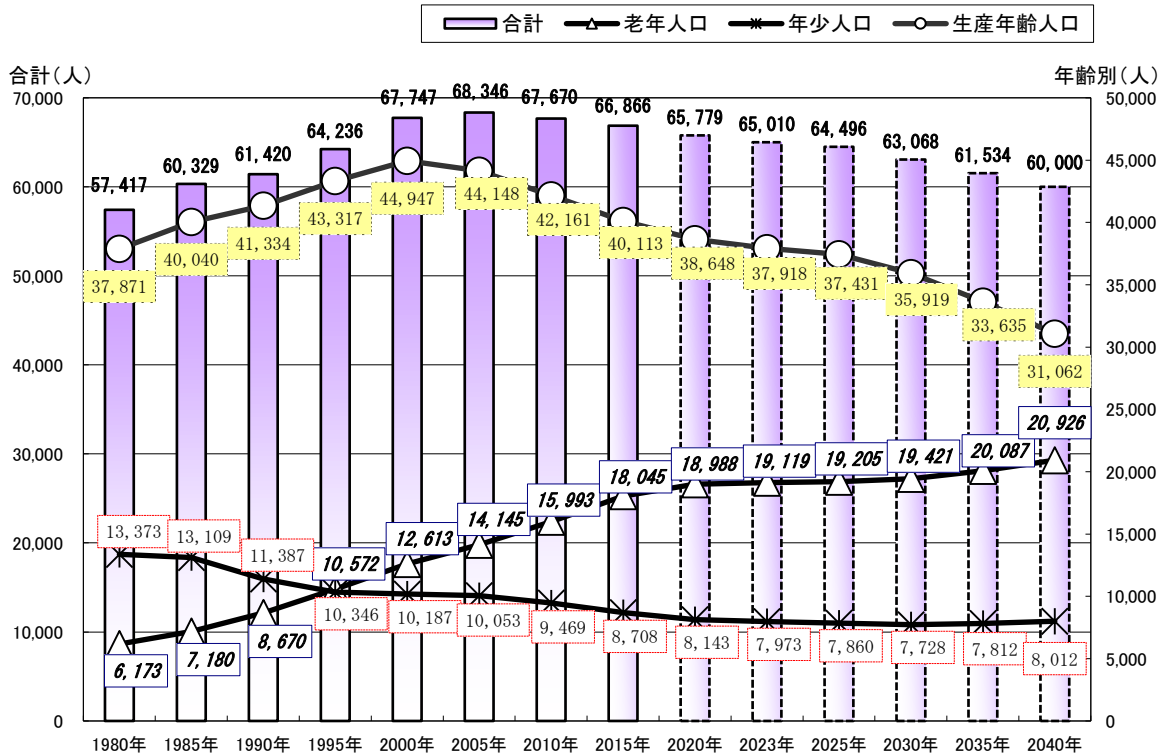
まち・ひと・しごと創生総合戦略「塩尻市人口ビジョン」(平成27年3月10日策定)では、子育て環境などの本市の強みを生かし、出生率の回復、移住定住の促進等に取り組んだ上で、令和22年(2040年)の総人口を6万人と展望しています。

平成27年と比較すると、24年後に総人口は約7,000人減少し、14歳までの年少人口は約700人減少する一方、65歳以上の老年人口は約3,000人増加することが見込まれ、人口減少・少子高齢化の進展による人口構造の変化と、それに伴う施設需要の変化に対応することが必要となります。

また、こうした変化は、地区により違いがあり、地区ごとの傾向に即した対応が求められることも考えられます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略「塩尻市人口ビジョン」による将来展望を示します。
 国立社会保障・人口問題研究所の推計値に、政策誘導による人口動態を反映したものです。

塩尻市総人口・年齢区分別人口の推移(将来展望)



| | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 | R5 | R7 | R12 | R17 | R22 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 年少人口割合(%) | 23.3 | 21.7 | 18.5 | 16.1 | 15.0 | 14.7 | 14.0 | 13.0 | 12.4 | 12.3 | 12.2 | 12.2 | 12.7 | 13.3 |
| 生産年齢人口割合(%) | 66.0 | 66.4 | 67.3 | 67.4 | 66.3 | 64.6 | 62.3 | 66.0 | 58.7 | 58.3 | 58.0 | 57.0 | 54.7 | 51.8 |
| 老年人口割合(%) | 10.8 | 11.9 | 14.1 | 16.5 | 18.6 | 20.7 | 23.7 | 27.0 | 28.9 | 29.4 | 29.8 | 30.8 | 32.6 | 34.9 |

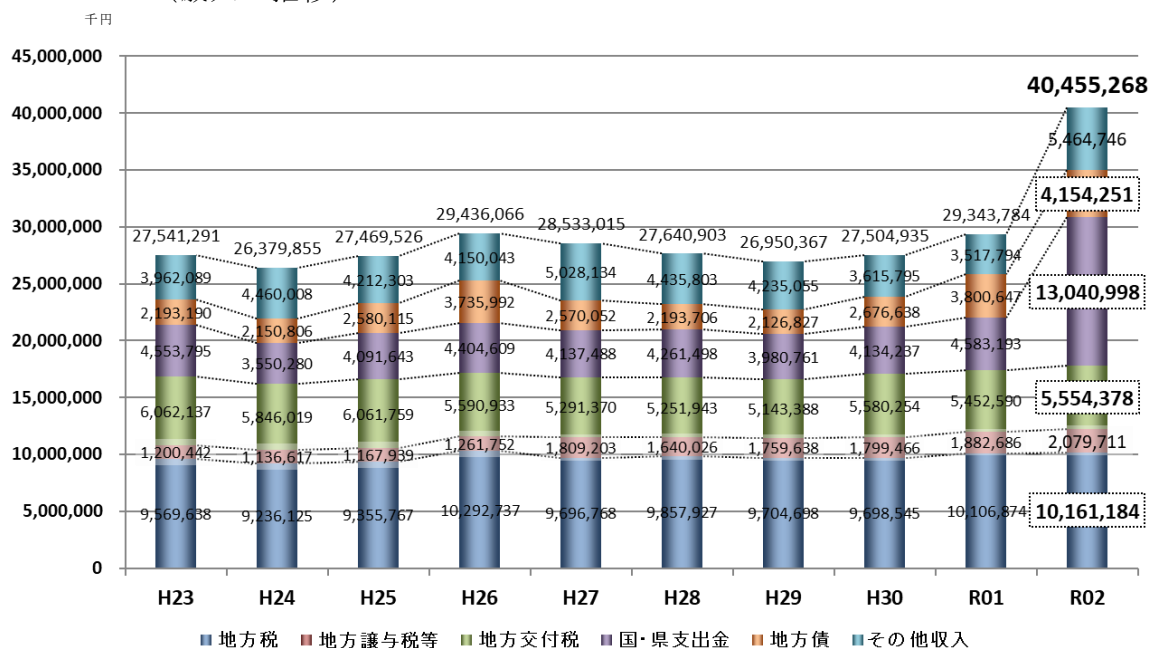
第3節 財政の現状と将来の見通し

1 現状

(1) 歳入

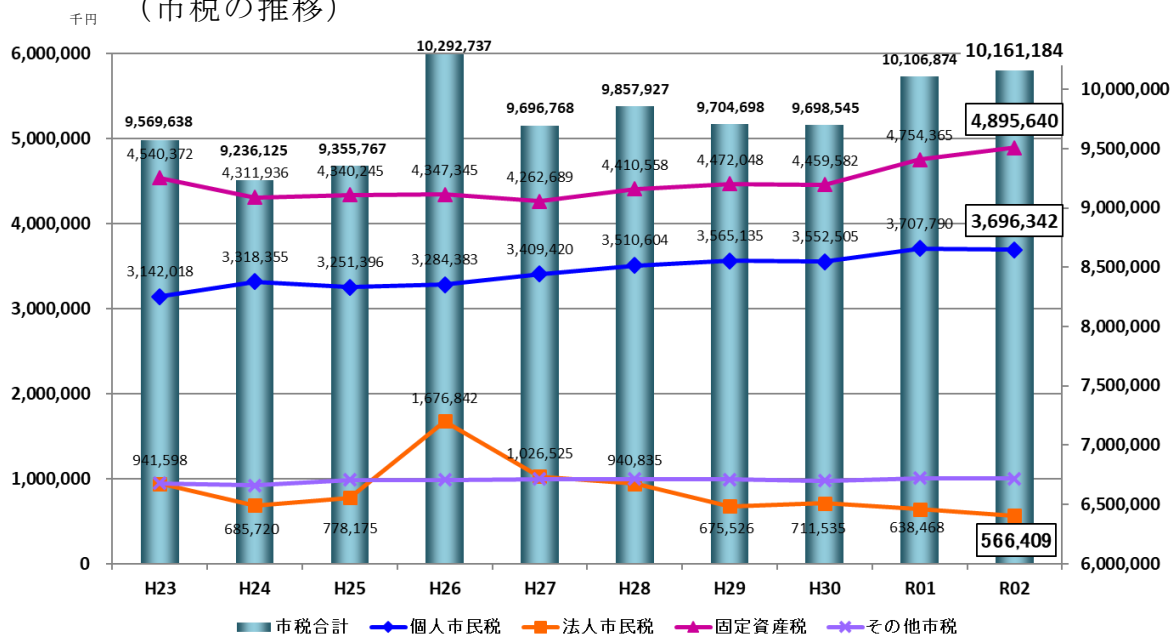
本市の歳入総額は、直近10年の平均では280億円でしたが、新型コロナウイルス感染症対策に対する国庫補助金などの急増により、令和2年度決算では400億円を超える規模となりました。

(歳入の推移)



次に、本市の市税収入は、法人市民税の影響を受け増減額が非常に大きな年度がありました。地方交付税の算定上、法人市民税の増減は翌年度以降に精算される仕組みであることから、市税や地方交付税を合わせた一般財源の年度間格差は小さく、微増傾向で推移しています。

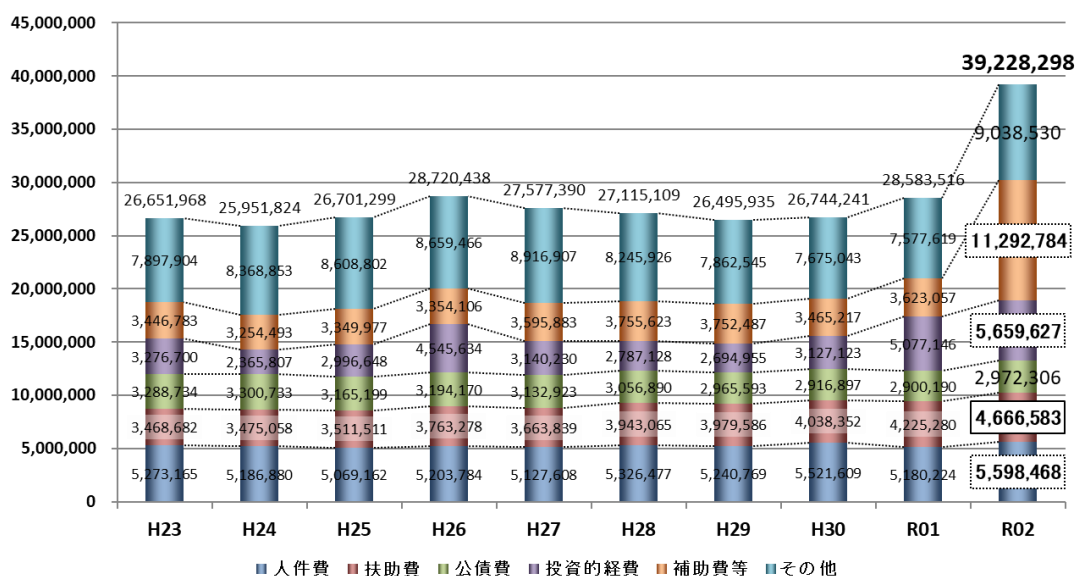
(市税の推移)



(2) 歳出

本市の歳出総額は、直近10年の平均では270億円でしたが、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時的な支出の急増により、令和2年度決算では390億円を超える規模となりました。

千円 (性質別歳出グラフ)



歳出のうち人件費は、51～53億円で推移していましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、令和2年度から旧臨時職員賃金が物件費から人件費に振り替わったことなどにより、令和2年度決算額は55億円余に増加しました。

扶助費は、高齢化の進行や幼児教育無償化などにより増加傾向で推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時的な支出が増加したことなどにより、大幅に増加しました。

公債費は、ゼロ金利政策の影響で地方債償還に係る利払いが減少していることなどにより、減少傾向で推移しています。

投資的経費は、総合体育館建設事業が最終年度を迎えた令和2年度が直近10年間のピークとなっています。

(3) 主要財政指標

ア 財政力指数

本市の財政力指数は、平成29年度の0.67をピークに減少傾向で推移しています。

県内19市平均や全国平均よりは高い水準にありますが、類似団体内順位は58位/93市と平均的な水準にあります。

イ 経常収支比率

本市の経常収支比率は、法人市民税が平成 26 年度に急増し、翌平成 27 年度に急減した影響などにより、平成 27 年度に急激に悪化し、平成 28 年度は 91.7 と県内ワースト 3 位になりました。

近年はDXをはじめとする継続した業務改革などにより改善傾向にあり、令和元年度の類似団体内順位は 25 位/93 市と良好な水準にあります。

ウ 実質公債費比率

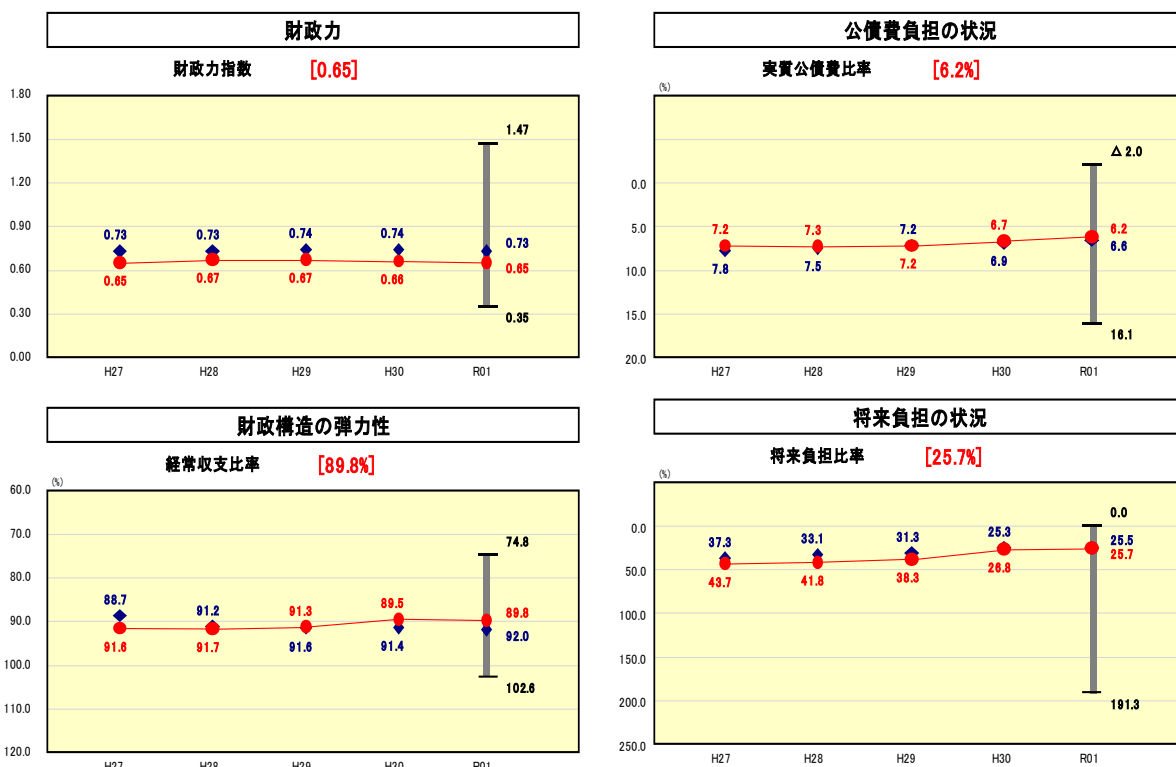
本市の実質公債費比率は、市民交流センターの建設などにより平成 21 年度に 11.1 まで上昇したのち減少傾向で推移しています。令和元年度は全国平均・長野県平均並みまで改善しました。

エ 将来負担比率

本市の将来負担比率は、市民交流センターの建設などにより平成 21 年度に 92.0 まで上昇したのち減少傾向で推移し、令和元年度は全国平均並みまで改善しました。

(総務省「財政状況資料集」主要財政指標の比較)

表の見方 ◆・・・類似団体の平均値 ●・・・本市の数値



オ 基金及び地方債残高

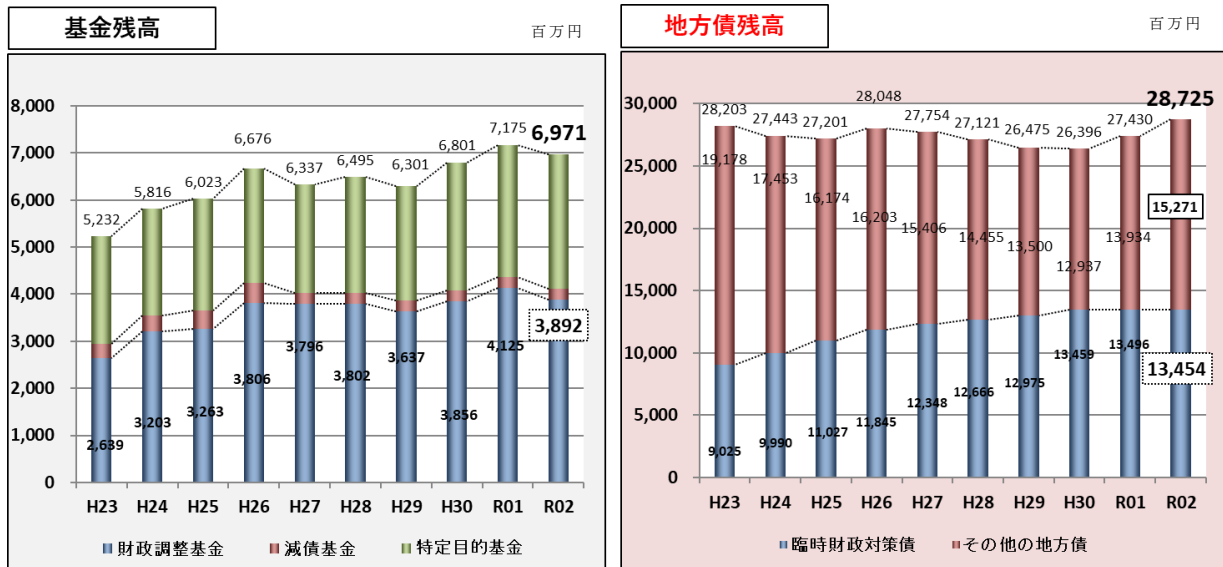
(ア) 財政調整基金残高

本市の財政調整基金残高は、平成 18 年 7 月豪雨などの影響で、平成 19 年度に 18 億円まで減少しましたが、以降、標準財政規模の 2 割程度を目標に基金積立を進めた結果、令和元年度末には過去最高となる 41 億円まで増加しました。

(イ) 地方債残高

本市の地方債残高は、市民交流センターの建設などにより平成 22 年度末に 288.7 億円と過去最大になりました。以降、計画的な償還により平成 30 年度末まで減少傾向で推移していましたが、新体育館の建設などにより令和 2 年度末は 287.2 億円と過去最大の水準まで再び増加しました。

また、臨時財政対策債の発行が常態化しており、地方債残高に占める割合が 5 割まで増加しています。ただし、臨時財政対策債の元利償還金については交付税措置があることから、通常の建設事業債とは分けて考える必要があります。



2 将来の見通し

(1) 一般会計

本市財政の将来の見通しについては、義務的経費や普通建設事業費など歳出の増加は避けられない一方で、人口減少などにより市税などの一般財源は減少し、地方債発行は増加することから、厳しい財政状況が見込まれます。特に、保有施設の大半が耐用年数を迎える 30 年後には、施設の更新費用の確保が大きな課題となります。

| 項目 | 将来見通し |
|------|--|
| 歳入 | <p>【一般財源（市税、交付税など）】短期的にはコロナ後の景気回復により増加が見込まれるものの、中長期的には人口減少などにより横ばい又は減少に転じる可能性もある。</p> <p>【地方債】臨時財政対策債発行の常態化、普通建設事業費の財源に占める地方債の割合の増加などにより、増加傾向で推移することが見込まれる。</p> |
| 歳出 | <p>【社会保障関係費】高齢化や社会保障制度の充実に伴い増加傾向で推移することが見込まれる。</p> <p>【人件費】定年延長などの影響により高水準で推移する見込みであることから、行政改革やDX推進などにより削減を図っていく。</p> <p>【公債費】地方債発行額の増加、金利の上昇などにより増加傾向で推移することが見込まれる。</p> <p>【普通建設事業費】30年後には保有施設の大半が耐用年数を迎えることから、さらなる投資が必要になる見込み。</p> <p>【その他の経費】新設した総合体育館や再整備中の小坂田公園などの管理費が加わり、これまでよりも高水準で推移する見込みであることから、行政改革やDX推進などにより削減を図っていく。</p> |
| 財政指標 | <p>【財政力指数】基準財政収入額が横ばい又は減少傾向で推移する一方、基準財政需要額は増加傾向で推移することから、減少傾向で推移する見込み。</p> <p>【経常収支比率】社会保障関係費や公債費が増加傾向で推移することから、上昇する見込み。</p> <p>【実質公債費比率】交付税措置のある有利な起債を積極的に活用しているものの、地方債発行額自体が増加傾向で推移することから、上昇する見込み。</p> <p>【将来負担比率】地方債発行額が増加傾向で推移することや、充当可能基金残高が減少することから、上昇する見込み。</p> |
| 残高 | <p>【財政調整基金】市税など一般財源の減少や義務的経費の増加などに伴い減少傾向で推移する見込み。</p> <p>【地方債】臨時財政対策債の発行に伴い総額は増加傾向で推移する見込み。臨時財政対策債を除く地方債については、中長期的には横ばい又は微増で推移する見込み。</p> |

第4節 現状及び課題に関する基本認識

これまでの情報を踏まえ、本市の現状に関する基本認識を次の3点にまとめます。

(1) 本市を取り巻く状況は、相対的にみると良好な水準にある。

本市が保有する施設は、分類別にみると面積が多いものや少ないものがありますが、老朽化率は全国の類似団体に比べ低い水準にあります。

また、人口についても減少傾向にはありますが、令和2年度末時点で第五次総合戦略の目標を上回る人口を維持しています。

財政状況についても、財政力指数は減少傾向で推移しているものの、その他の指標は軒並み改善しており、財政調整基金残高も標準財政規模の2割以上の水準まで積み増しています。

(2) 将来的には人口減少は避けられず、財政の厳しさも増すことが見込まれる。

長期的にみると、本市においても人口減少や高齢化は避けられず、社会保障費など歳出が増加傾向で推移する一方で、市税などの一般財源の確保はより一層厳しくなることが見込まれます。

また、新設した総合体育館などの地方債の償還が始まることに加え、国の財政措置により普通建設事業費に占める地方債の割合が高くなってきていることなどから、公債費の増加に伴い経常収支比率や実質公債費比率などが悪化し、今よりも厳しい財政状況になることが見込まれます。

(3) 保有施設の総量コントロールや施設の長寿命化対策への投資水準の引き上げが必要になる。

本市の直近10年の普通建設事業費の規模は適正な水準にあるものの、施設の改修・更新に対する投資が不足しており、このままでは施設の老朽化が更に進んでしまいます。

しかし、今後は今よりも厳しい財政状況が見込まれており、老朽化対策のために普通建設事業費の規模を大きくすることは難しい状況にあります。

本市においては、本計画の推進により、市民ニーズや施設の状態などに応じた保有施設の総量コントロールを行うとともに、現在の普通建設事業費の規模（投資水準）を維持しつつ、既存施設の複合化や集約化などにより新規整備のコストを減らし、必要な施設の長寿命化対策への投資の割合を増やしていく必要があります。

第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

第1節 数値目標の設定

1 数値目標の設定に関する考え方

第2章で整理した本市の公共施設等を取り巻く現状と将来の見通しを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、人口減少に対応し健全な財政運営を将来にわたり堅持することを前提として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、総量の適正化を図ります。

直近10年間の投資水準をベースに、人口や財政状況に応じた普通建設事業費の規模を数値目標の基本として設定することにより、施設保有量の総量コントロール、長寿命化対策の推進及び普通建設事業費の平準化を行います。

長期的な総量適正化目標の設定に関する考え方は次のとおりです。

第2章のとおり、平成23年度から令和2年度までの10年間の普通建設事業費は、年平均で35.1億円、市民1人当たりで約53,000円となりました。この市民1人当たりの投資水準をベースに、塩尻市人口ビジョン（平成27年3月）の、人口の将来展望（2030年63,068人、2040年60,000人）を参考に、今後30年間の普通建設事業費を試算すると971.3億円、年平均では32.4億円になります。

また、30年間の改修・更新に係るコストの見通しは、建築物が620億円、インフラ施設が468億円、合計で1,088億円になります。

| 項目 | | 金額（30年間） | 金額（年平均） |
|------------------|--------|----------|---------|
| 普通建設事業費試算（A） | | 971.3億円 | 32.4億円 |
| 改修・更新に係るコスト（B） | | 1,088億円 | 36.3億円 |
| 内 | 建築物 | 620億円 | 20.7億円 |
| 訳 | インフラ施設 | 468億円 | 15.6億円 |
| 不足額（C=A-B） | | △116.7億円 | △3.9億円 |
| 縮減率（建築物に係るコスト対比） | | △18.8% | |

30年間で116.7億円、年平均3.9億円不足する見込みです。

不足する116.7億円は、建築物の改修・更新に係るコストで縮減する必要があります。

一方、公共施設の床面積は、令和 2 年度末で 291,780.3 m²、市民 1 人あたりでは 4.4 m²となります。この市民 1 人当たりの床面積をベースに、塩尻市人口ビジョンを参考に、30 年後の必要床面積を試算すると 247,255.6 m²となります。

| 年度 | 床面積 |
|----------|--------------------------|
| 令和 2 年度 | 291,780.3 m ² |
| 令和 32 年度 | 247,255.6 m ² |
| 縮減率 | △15.3% |

2 計画期間の数値目標

1 の数値目標の設定に関する考え方から、30 年間では建築物の改修・更新に係るコストは 18.8%、延床面積は 15.3%それぞれ縮減となります。

計画期間中（令和 4 年度～令和 13 年度）10 年間の建築物の縮減目標は、各個別施設の計画、また令和 2 年国勢調査で人口ビジョンの将来展望より人口減少が小さいことを考慮し、次のとおりとします。

10 年間の目標：延床面積 2%を縮減（除却・売却）、3%を用途廃止

今後、建築物の改修・更新コストの縮減と合わせ、インフラ施設のコスト縮減も検討します。

第 2 節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 点検・診断等の実施方針

公共施設等を適正に管理していくためには、日常的・定期的な点検・診断等により、破損状況や劣化状況を把握することが重要となります。

施設の用途や規模等により、建築基準法第 12 条に基づく点検、及び消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の点検など、定期的な法定点検の実施が義務付けられています。施設ごとに専門業者が行う一般点検も行われています。

これら法定点検以外の建築物等についても、定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努めます。また、必要に応じて専門技術者による診断を実施します。

インフラ施設については、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

従来からの対症療法的な「事後保全」ではなく、計画的な保全の視点から点検・診断等を実施することとし、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、個別施設計画や総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活かしていきます。

2 維持管理・更新等の実施方針

公共施設等を長期間、適切に維持していくためには、日常的・定期的な点検結果に基づいた維持管理・修繕・更新を実施していく必要があります。適切な周期で修繕・改修を行うことで、建物やインフラを良好な状態で維持することができます。

日常の点検・保守業務により、劣化や機能低下を早期に発見、修繕するとともに、施設の長寿命化に向けた予防保全型の維持管理を実施します。

また、公共施設等の長寿命化の要素としては、建物本体以外にも施設機器の日常点検、消耗品の交換、調整等が不可欠なため、施設ごとの特性により計画的な維持管理を実施します。

計画的な保全を基本とし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減・平準化を図ります。

維持管理については、指定管理者制度や一括管理業務の発注により、業務の効率化を図ります。また、修繕・更新については、優先順位を付けて順位の高い施設から計画的に実施することとします。

建築物を更新する際は、他の施設の活用、他の施設との複合化や、PPP／PFIの活用も含め効果的・効率的な手法を検討します。

3 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、第一に利用者の安全を確保することです。また、災害等に遭遇した場合の安全性に欠ける施設や避難所となる施設について、優先的に適切な改修の計画を実施していきます。

日常点検や定期点検により公共施設等の劣化状況を把握し、利用者の安全に関わる箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施します。

災害時に防災拠点や避難所となる公共建築物、また、市民交流センターや総合体育館、文化会館など、多くの市民が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じ、安全性の確保を図ります。

インフラ施設に関しては、日常的なパトロール等により損傷個所の把握に

努めるほか、地震や台風等の自然災害発生時には異常時点検を適時行います。

また、用途が廃止され、今後も利用される見込みのない施設等については、原則として解体・撤去します。

4 耐震化の実施方針

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震等災害時の拠点となる施設や、多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「塩尻市耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震化を実施し、平常時の安全性だけでなく、災害時の防災拠点や避難所としての機能確保を図ります。

インフラ施設の耐震化についても、国が示す基準や技術的な諸条件を考慮しつつ、引き続き進めていく必要があります。災害時の機能維持、費用対効果の観点から、計画的な耐震化に取り組みます。

5 長寿命化の実施方針

公共施設等の修繕については、これまでは壊れてから直す「事後保全」を基本に対応してきました。しかしながら、劣化が顕在化するまで直さずに放置していると、損壊等による事故の発生や、緊急に大規模な改修が必要になるなど、多額の損害や財政負担が生じる恐れがあります。

将来にわたって利用する公共施設等については、壊れる前に計画的に修繕・改修を行う「予防保全／計画的保全」により、長寿命化を促進し、安全性・機能性を確保するとともに、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減に取り組みます。

ただし、長寿命化のほうが更新よりもコストがかさむ場合もありますので、有効な長寿命化を適切な時期に実施すべきです。比較検討の上、実施の可否を判断するものとします。

インフラ施設に関しては、重要度に応じて予防的な修繕を計画的に実施し、健全度等を回復させることにより、長寿命化とライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無などの違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

ユニバーサルデザインの具体的な内容については、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン関係閣僚会議決定）において、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方が示されています。

この考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。今後、施設の改修等の機会を捉えて順次実施していきます。

ユニバーサルデザインへの適合を図り、誰もが使いやすい公共施設等の環境を整備していくことを目指します。

7 統合や廃止の推進方針

統合や廃止の検討にあたっては、将来の人口の見通しや行政コスト縮減を勘案し、施設の総量や配置の最適化を図ります。

個別施設ごとの利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報により評価するとともに、市内の配置状況、設置の経過、民間施設を含めた類似・代替施設の状況等の要素を加え施設の評価を行い、統合や廃止等を検討します。

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴う可能性があるため、それを最小限にするため、住民合意の可能性を検討する必要があります。施設の統合や廃止は、市民、議会等と十分協議しながら検討します。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

建築・電気・土木等の専門的知識・技能を有する技術系職員の人数は限られているため、特に建築物については、事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を比較的容易に、かつ、的確に行えるような体制の構築が望まれます。

公共施設マネジメント課に技術系職員を配置し、公共施設全体のマネジメント機能を集約するとともに、事務系職員自らが施設の日常点検や簡易劣化診断を行えるよう、職員の意識啓発及びスキルアップを図るとともに、専門性の高い知見やノウハウ、施設管理に役立つ知識、技術を全庁的に共有できるよう努めるものとします。

また、国、県、近隣市町村、民間企業等と連携し、公共施設等に関する情報の共有や先進的な取り組みの活用を図ります。

9 歳入増加に関する取り組み

施設のネーミングライツや、施設を活用した有料広告事業の検討など、歳入の増加に関し研究します。

また、3年ごとに実施している使用料及び手数料の見直しに当たっては、施設の維持管理費、受益者負担率を常に見直し、適正な使用料を徴収するものとしします。

第3節 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

旧檜川支所や旧図書館檜川分館など、本計画の計画期間中に除却が決まっているもの、市営住宅や教員住宅の一部など、方向性として除却・譲渡・用途廃止が決まっているものは、計画期間中に除却・譲渡・用途廃止を確実に実施し、公共施設の施設数、延床面積の縮減に努めるものとしします。

また、建物を除却した土地や、用途廃止した財産については、可能な限り売却し歳入の確保に努めるとともに、維持管理コストの縮減を図ります。

第4節 広域連携、国管理施設との連携の考え方

現在組織している、塩尻市辰野町中学校組合、辰野町塩尻市小学校組合、松塩筑木曾老人福祉施設組合、松塩安筑老人福祉施設組合、松塩地区広域施設組合は、その組織を維持し、それぞれの一部事務組合で管理している施設についても維持・管理に協力していきます。

施設の有効利用、施設管理の効率化、市民サービスの向上などを図るため、近隣市町村との広域連携、国管理施設との連携を研究します。

第4章 施設類型ごとの取り組み

第1節 施設類型ごとの管理に関する考え方

個別施設等の計画に基づく施設類型ごとの管理に関する考え方は、次のとおりです。

1 建築物

(1) 市民文化系施設

定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。総合文化センター、市民交流センター、北部交流センター、地区公民館は、他の施設との複合施設です。改修等は他の施設との調整により実施します。

人権同和教育集会所（原口集会所）は、将来的には用途廃止する予定です。

(2) 社会教育系施設

平出博物館は、令和8年度までに移転建て替えを予定しています。建て替え後の旧博物館は後利用を検討します。

現在の自然博物館は、小坂田公園再整備計画に合わせて改修、移転します。

短歌館は、耐震診断・耐震改修工事が未実施のため、今後、耐震診断・耐震改修工事を実施する予定です。

その他は、定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

市立図書館は、市民交流センター内で、図書館分館は、支所、地区公民館との複合施設です。改修等は他の施設との調整により実施します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

総合体育館を令和2年度に建築しました。市立体育館は柔道場、相撲場を含め、施設の在り方について検討することとしています。

檜川体育館は、老朽化が著しく耐震診断も未実施のため、今後除却する予定です。

その他、定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

(4) 産業系施設

地場産業振興センターは、令和3年度から令和5年度にかけて改修工事を実施します。

現在の木曾高等漆芸学院は用途廃止する予定で、今後、移転先を検討します。

その他、定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

(5) 学校教育系施設

従来の建て替え中心から長寿命化改修に切り替え、予防保全的な改修を併用した施設整備を行い、トータルコスト縮減と予算平準化を行います。

長寿命化改修費用を平準化するため、建築年度と大規模改修工事实施の有無（令和2年3月時点）により、3種の整備方針に分類し判断します。

(6) 子育て支援施設

宗賀児童館は宗賀小学校内に移転し、旧園舎は除却する予定です。

定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

一部の保育園は、福祉施設との複合施設や、児童館を併設しています。また、一部の児童館は保育園や、小学校に併設されています。改修等は他の施設との調整により実施します。

令和4年度に中央スポーツ公園テニスコートの再整備とともに日の出保育園・塩尻児童館の増築、改修する予定です。

(7) 保健・福祉施設

定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

保健福祉センターは、建築後20年を経過しているため、計画期間中に大規模改修が必要になります。

介護予防交流施設は、地元区で指定管理しています。今後、地元区へ譲渡していく予定です。

(8) 行政系施設

市役所は、平成25・26年に長寿命化改修として、耐震化改修工事等を実施しました。計画期間内は不具合箇所等を早期に発見し、予防保全に取り組む必要があります。

支所は、地区公民館、図書館分館との複合施設です。改修等は他の施設との調整により実施します。旧檜川支所は旧図書館檜川分館とともに令和4年度に除却後、令和6年度を目途に防災倉庫を建築する予定です。

消防詰所は、計画期間中に大規模改修、長寿命化改修の必要が生じる施設がありますので、計画的な改修を実施します。

その他、定期的な施設点検を実施し、その結果に基づき年次的に改修等を実施します。

(9) 公営住宅

各種点検記録や修繕履歴を団地・住棟単位で管理する維持管理データベースを整備し、定期点検や日常点検の結果、修繕等の工事履歴など情報を入力し、蓄積します。

公営住宅等長寿命化計画を見直す際には、データベースで蓄積した団地・住棟の情報を基礎資料として活用することで、メンテナンスサイクル構築を目指します。

維持管理においては、これまでの対症療法型から住棟ごとに構築したメンテナンスサイクルに基づき、予防保全型の維持管理を行い、住棟や設備の長寿命化を図っていきます。

ライフサイクルコストについては、住棟や設備の長寿命化による耐久性の向上、予防保全型の維持管理の実践による修繕周期の延伸などにより縮減を図ります。

各種点検の実施で発見した住宅や設備の不具合等については、比較的軽微なうちに補修することで修繕費用の圧縮を図り、住棟の老朽化や劣化による事項等未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげます。

(10) その他の施設

斎場のうち官舎については、建築後40年以上が経過し、耐震性もないことから、除却が必要です。

教員住宅は、今後も入居率の向上は見込めず、施設全体を整理縮小する必要があります。すでに用途廃止した住宅を含め、譲渡、または除却を予定します。

2 インフラ施設

(1) 道路

舗装の管理は、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、長寿命化や維持修繕費の縮減を目指します。

管理の方法を交通量区分により分類し、管理水準を設定し、使用目標年数は15年とします。

(2) 橋梁

定期点検や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

計画的かつ予防的な修繕対策の実施を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

(3) トンネル

トンネルの老朽化対策を確実に進めるため、点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを構築し、メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実現します。

(4) 上水道

施設の更新計画の立案に際しては、施設の老朽度や重要度を明確にしたうえで施設の更新時期を決定し、長期的な視点に立った更新需要を把握します。さらに効果的かつ効率的な施設投資を財源の裏付けを持ったうえで進めていきます。

(5) 下水道

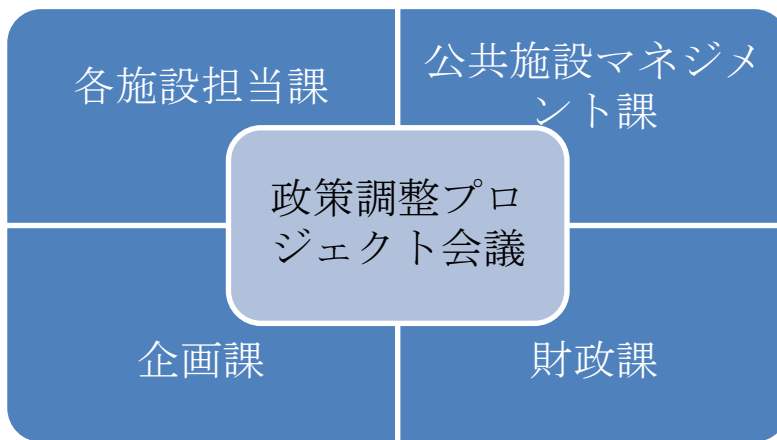
管路施設、処理場・ポンプ場施設を状態監視保全施設と時間計画保全施設に分類し、状態監視保全施設については施設の特性に応じて設定した頻度で点検・調査を実施し、改築の判断基準に達した施設を改築対象とします。時間計画保全施設については目標耐用年数を設定し、これに達した施設を改築対象とします。

第5章 計画推進に向けた取り組み

第1節 全庁的な取組体制の構築

公共施設の総合的な管理の推進にあたり、各施設担当課と公共施設マネジメント課、企画課、財政課が相互に連携しつつ、総合管理計画の対象を市が所有するすべての公共施設等としているため、各事業部の副事業部長並びに次長等をもって組織する政策調整プロジェクト会議において、事業部間の情報共有・調整等を行い、総合的かつ計画的な管理を行います。

【関連図】

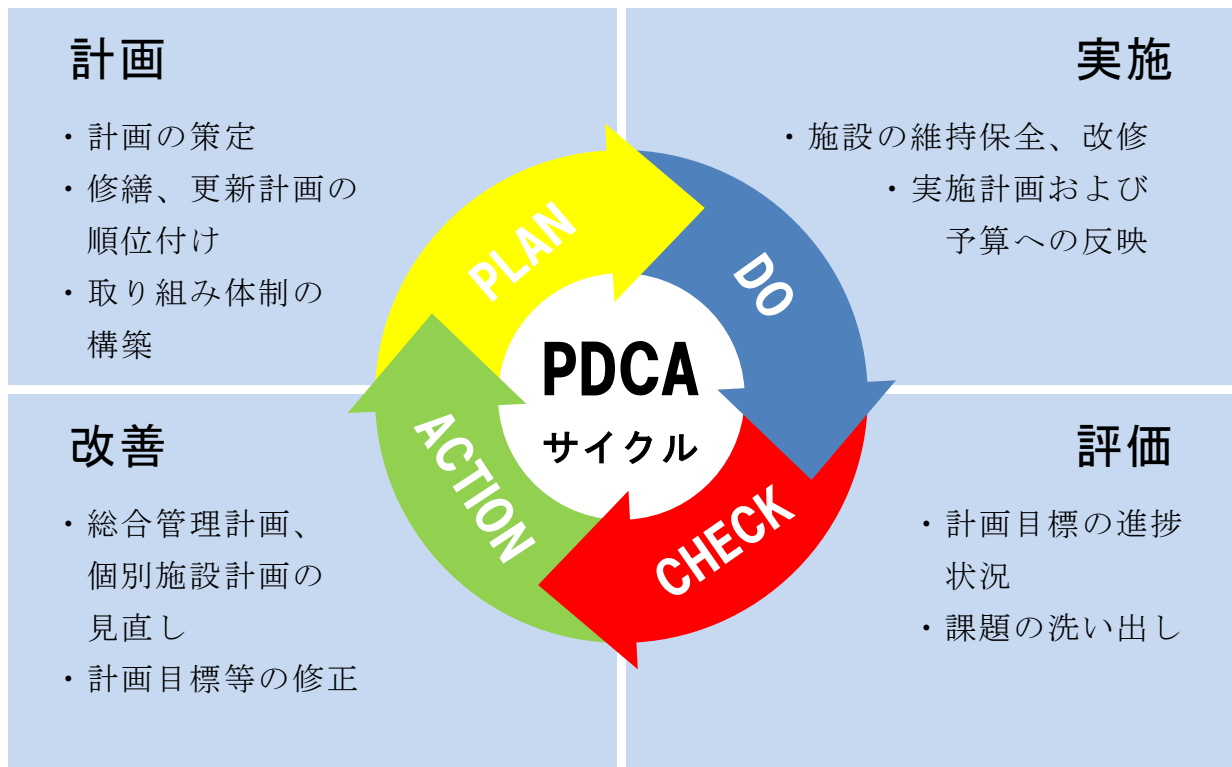


第2節 PDCAサイクルの推進に係る方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂します。

本計画の計画期間中に予定している施設の修繕・更新については、優先順位を付けて順位の高い施設から計画的に実施することとし、優先順位により実施計画、予算編成に反映します。

その後は、総合計画の中期戦略に合わせ、計画の進捗状況を確認し、必要に応じ総合管理計画、各施設の個別施設計画を見直すものとします。

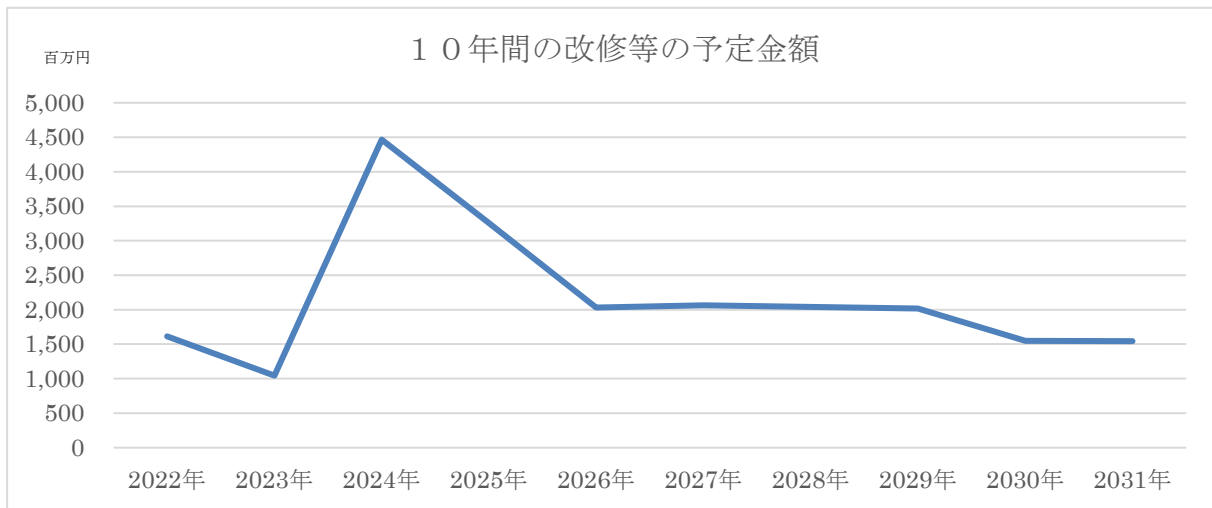


第3節 改修等の優先順位の考え方

施設を安全・安心・快適な状態で維持するには、日常的な点検等により、施設の状態把握に努めることが大切です。そのうえで、限られた財源の中では、効率的で効果的な改修・修繕を施す必要があります。

施設の点検により把握した老朽化の度合いや危険個所について、庁内横断的な評価を行い、優先順位に基づき予算措置を行います。具体的には、不特定多数の市民が利用している施設、福祉施設、幼児・保育施設などの施設や、部位の重要度、改修・修繕をしない場合のリスク、劣化度等を総合的に判断し優先付けを行います。

個別施設毎の計画を集計した、計画期間中の改修等の予定金額は、次のグラフのとおりです。



10年間の改修等の予定金額は、217億円（年平均21.7億円）ですが、予定年度により10.5億円から44.7億円まで幅があります。また、第3章第1節1数値目標の設定に関する考え方のおり、建築物の改修・更新に係るコストを年平均21.7億円から、更に低く抑える必要があります。

第六次総合計画に合わせ、現地調査等を実施するなど改修費用の精査を行うとともに、優先順位の考え方にに基づき、年度間の平準化を図ります。

第4節 各種計画との連携

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間としていますが、令和6年度を始期とする第六次総合計画との整合を図るため、必要な見直しを行うこととします。

各個別施設計画がそれぞれの計画期間満了により改訂された場合、また、この総合管理計画に基づき、事業の平準化等により各個別施設計画を見直す必要が生じた場合なども、必要に応じ総合管理計画の見直しを行うこととします。

第5節 地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成するうえで必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも、毎年度適切に更新することが求められます。

修繕、更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理、

更新等に係る中長期的な経費の見込みに活用できるほか、事業別、施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業、施設について効率的、効果的な対策を可能にします。

総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討において、公共施設等の適正管理に積極的に活用します。

第6節 市民・議会への情報提供

公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わることであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定、改訂段階においても、市民や議会への情報提供等を行い進めていきます。

塩尻市公共施設等総合管理計画

令和3年度 改訂

塩尻市総務部公共施設マネジメント課

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL 0263(52)0280

FAX 0263(52)1158

E-mail shisetsu@city.shiojiri.lg.jp
